

加古川市斎場整備運営事業  
要求水準書  
(案)

令和6年 11 月 11 日

加古川市



<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
<b>第1節 本書の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1. 適用範囲 .....	1
2. 要求水準に関する事項.....	1
<b>第2節 本事業の概要</b> .....	<b>2</b>
1. 事業の目的 .....	2
2. 事業概要 .....	2
3. 事業条件 .....	3
4. 業務概要 .....	5
<b>第3節 一般事項</b> .....	<b>8</b>
1. 監督員 .....	8
2. 適用法令・基準.....	8
3. 情報の取扱い.....	10
4. 知的財産権 .....	13
5. 保険・保証・賠償等に関する事項.....	13
6. 行政財産の目的外使用.....	14
7. 暴力団への対応.....	15
<b>第4節 計画に関する事項</b> .....	<b>16</b>
1. 環境への配慮.....	16
2. 使用する材料等.....	16
<b>第5節 業績監視</b> .....	<b>17</b>
1. 業績監視の目的.....	17
2. 市による業績監視.....	17
3. 事業者によるモニタリング.....	18
<b>第6節 事業期間終了時の取扱い</b> .....	<b>19</b>
1. 事業期間終了時の状態.....	19
2. 事業期間終了時の施設の検査.....	19
3. 事業期間終了時の資料等の引継ぎ.....	20
<b>第2章 業務の要求水準書</b> .....	<b>21</b>
<b>第1節 共通事項</b> .....	<b>21</b>
1. 業務の構成 .....	21
<b>第2節 火葬炉設備整備業務</b> .....	<b>23</b>
1. 共通事項 .....	23
2. 火葬炉設計業務の要求水準.....	25
3. 火葬炉建設業務の要求水準.....	27

4.	各種申請等業務.....	33
5.	その他施設整備上必要な業務.....	33
<b>第3節</b>	<b>稼働準備業務</b> .....	<b>34</b>
1.	共通事項 .....	34
2.	稼働準備業務の要求水準.....	34
<b>第4節</b>	<b>運営業務</b> .....	<b>35</b>
1.	共通事項 .....	35
2.	運営業務の要求水準.....	43
<b>第5節</b>	<b>維持補修業務</b> .....	<b>51</b>
1.	共通事項 .....	51
2.	維持管理業務の要求水準.....	58
3.	補修・修繕業務.....	76
<b>第3章</b>	<b>火葬炉の整備に関する要求水準</b> .....	<b>78</b>
<b>第1節</b>	<b>基本要件</b> .....	<b>78</b>
1.	基本方針 .....	78
<b>第2節</b>	<b>火葬炉設備更新工事の要件</b> .....	<b>79</b>
1.	基本方針 .....	79
2.	更新後の火葬炉設備.....	81
3.	各機器の性能要件.....	86
4.	電気・計装設備.....	96
5.	その他の用具等.....	99

## 用語の定義

用語	定義
市	加古川市をいう。
本事業	加古川市斎場整備運営事業をいう。
本施設	本事業において設計建設される加古川市斎場設備等をいい、敷地内の火葬炉及び建築物等をいう。
火葬炉	本施設のうち、火葬に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む）を総称していう。
建築物等	本施設のうち、火葬炉を除く建築物及び建築付帯電気設備、建築付帯機械設備、外構等を総称していう。
敷地	本事業を実施する区域をいう。
利用者	本施設を利用する一般利用者をいう。
修繕	建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
更新	機能が劣化した内外装、設備や機器等（備品を含む）を撤去し、新たに設置・調達等を行うことをいう。
改修	本事業に係る修繕・更新等の工事を総称していう。
協力企業	提案事業者及び選定事業者から業務を受託或いは請負うことを予定している企業をいう。
火葬炉維持管理企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉の保守管理を担当する者をいう。
火葬炉運転企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を担当する者をいう。
運営企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を担当する者をいう。
モニタリング	選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為。
ライフサイクル・コスト (LCC、Life Cycle Cost)	プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持修繕、運営、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストをいう。
リスク (Risk)	選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない不確実性のある事由により損失が発生する可能性をいう。
リスク分担	事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担することをいう。「公共と民間事業者、各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する。」ことを原則として設定する。
募集要領等	提案事業者を募集するために市が発行する予定の、募集要領、要求水準書、事業者選定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、事業契約を構成する各契約書（案）その他募集要領の内容を補足するために提示する全ての資料をいう。なお、各書類の名称や構成は、募集要領公表までに変更となる場合がある。
契約書等	基本協定書、指定管理者基本協定書等の協定書類、基本契約書、設計施工請負契約書等の契約書類、募集要領書類を包括していう。

# 第1章 総則

## 第1節 本書の位置づけ

### 1. 適用範囲

加古川市斎場整備運営事業要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、加古川市（以下「市」という。）が発注する加古川市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）に適用する。

### 2. 要求水準に関する事項

#### 2.1 要求水準の位置づけ

- 1) 本要求水準書は、本事業を行ううえで市が求める業務の内容、及び施設・設備の性能の最低水準を定めるものであり、これらを上回ることを妨げるものではない。
- 2) 本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために必要と考えられるものは、事業者の責任、負担において補足・完備させなければならない。

#### 2.2 要求水準の変更

##### (1) 要求水準の変更事由

- 1) 市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。
  - ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更される時。
  - ② 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更される時。
  - ③ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

##### (2) 要求水準の変更手続き

- 1) 市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、契約書等に基づく事業者へ支払う委託料（請負代金額）を含め契約書等の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

## 第2節 本事業の概要

### 1. 事業の目的

加古川市斎場は、昭和61年（1986年）に竣工後、約38年が経過しており、老朽化が懸念されるとともに、今後見込まれる火葬需要増加への対応等の課題を抱えている。

上記を踏まえ、市は長期的な施設の性能及び安定稼働性、耐用性の確保、周辺環境に配慮した施設への再整備として、本事業を実施する。

また、本事業においては、民間の技術的能力の活用及び市の財政負担の縮減を図るため、本施設の火葬炉設備等更新に係る設計、施工、それらの維持補修及び斎場運営を包括して事業範囲とすることで、業務全体の効率化による工期の短縮、工事品質の確保、市の事務手続きの負担軽減等、公共サービスの一層の向上に資することを目的とする。

### 2. 事業概要

#### 2.1 事業名

加古川市斎場整備運営事業

#### 2.2 事業方式

DBO(Design Build Operation)方式とする。

#### 2.3 事業の概要

##### (1) 火葬炉設備整備事業

本斎場の現用火葬炉（8基）、胞衣炉（1基）、動物炉（1基）及びその付帯設備（以下「火葬炉設備等」という。）を撤去のうえ、新たな火葬炉（8基）、動物炉（1基）、及び付帯設備を原則として同じ場所に設置するものであり、新たな火葬炉に適した棺運搬車及び台車運搬車、炉内台車、その他備品工具類の一切を含むものとする。

付帯設備には、火葬炉の給排気・排煙・計装・監視制御・前室・残骨灰・飛灰吸引・電気設備・遺体霊安庫（冷蔵庫）等とする。

なお、本事業に相当する業務を包括して、以下「火葬炉設備整備業務」という。

##### (2) 斎場管理運営事業

令和9年4月1日から事業終了までの間、本斎場の管理及び運営を行う。

また、本斎場の管理のうち、維持補修に関しては、令和9年4月1日から事業終了までの間、火葬炉設備（現用設備を含む）及び付帯設備の維持管理、及び補修・修繕の一切及び同様の期間、火葬炉設備を除く斎場の維持管理、及び補修を

行う（補修の一部及び修繕は市が行う）ものとし、本業務を以下「維持補修業務」という。

本斎場の運営のうち、利用者に対する受付等業務や火葬実施業務等、斎場運営の為に必要な業務を包括して以下「運営業務」という。また、令和9年4月1日までにを行う運営業務に向けた準備業務を以下「稼働準備業務」という。

なお、本事業に相当する業務を包括して、以下「斎場管理運営業務」という。

### 3. 事業条件

#### 3.1 敷地

本事業の敷地は、以下のとおりである。

表 1-1 敷地の概要

敷地	名称	加古川市斎場（火葬場）
	所在地	加古川市上荘町白沢 259 番地の 27
	敷地面積	約 28,103 m <sup>2</sup>
都市計画等	用途地域	指定なし
	地域区分	市街化調整区域
	防火地域	指定なし
	地区計画	指定なし
	日影規制	指定なし
	建蔽率	60%
	容積率	200%
	緑化率	指定なし

#### 3.2 社会資本（インフラ）施設等

原則として、現況の社会資本（以下「インフラ」という。）を活用するものとする。敷地に対する現況のインフラは、以下のとおりである。その他、火葬炉整備等に関する詳細は、添付資料-6を確認すること。

##### (1) 接続道路

- 1) 見土呂中央線を経て上荘中央線が接道である。

##### (2) 電力

- 1) 受電は 3 相 3 線式（6KV、60HZ）であり、変圧器総容量は 225KVA である。

##### (3) 給水

- 1) 加古川市上下水道局の本管から 40φ で給水されており、所内の給水は直接給水である。

##### (4) 排水

- 1) 汚水排水は、合併処理浄化槽にて処理の上、敷地内の雨水側溝へ放流している。

2) 雨水排水は、敷地内の雨水側溝へ放流している。

**(5) 電話・通信回線**

- 1) NTT 西日本の電話回線を使用しており、本事業ではこれを流用する。
- 2) インターネット回線は現在無い為、別途発注して光回線を設ける予定である。

**3.3 既存施設の概要**

**(1) 既存施設**

既存の斎場施設は、以下のとおりである。

**表 1-2 既存施設の概要**

名称	加古川市斎場（火葬場）	
所在地	加古川市上荘町白沢 259 番地の 27	
竣工年月	昭和 61 年 8 月	
用途地域	指定なし	
地域区分	市街化調整区域	
建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 2 階建	
敷地面積	約 28,103 m <sup>2</sup>	
総建築面積	約 2,585 m <sup>2</sup>	
延床面積	約 2,325 m <sup>2</sup>	
既存建築物	火葬棟	・人体炉 8 基 ・胞衣炉 1 基 ・告別室 2 室 ・収骨室 3 室 ・見送りホール ・炉前ホール ・霊安室 ・コントロール室・集塵室 ・化粧室 ・遺品庫 ・控室 ・事務室 ・会議室 ・便所 ・光庭
	待合棟	・待合ホール ・和室 4 室 ・喫茶室 ・売店 ・自動販売機コーナー ・便所 ・湯沸室 ・倉庫 ・控室
	付属棟	・車庫棟（動物炉 1 基） ・自転車置場 ・庭園休憩所・ポ ンプ棟 ・プロパン庫 ・霊灰塔
	外構等	・日本庭園 ・駐車場 ・屋外設置設備施設
開場時間	9:00～18:00	

※面積等は昭和 61 年竣工時のもの。

**(2) 火葬件数**

事業期間中において、想定される火葬件数を例示する。

- 1) 想定日平均火葬件数                      10.5 件
- 2) 想定年間稼働日数                        339 日
- 3) 想定日最多火葬件数                    18 件/日
- 4) 想定年間火葬件数                       3,569 件（将来予測最大）

## 4. 業務概要

### 4.1 業務期間

#### (1) 業務期間

本事業の事業期間は、本契約締結日から令和 24 年 3 月 31 日までとする。

#### (2) 火葬炉設備整備業務の期間

本事業の工期は、設計施工請負契約の契約締結日から、令和 11 年 12 月 28 日までとする。

なお、本施設は遅くとも令和 9 年 4 月 1 日から工事終了までは稼働改修期間として既存設備と新設設備を併用して斎場を運営できるものとし、工事終了後、令和 11 年末までに火葬炉設備整備の完了のうえ、市の検査を受けることを予定する。

#### (3) 維持補修業務、運営業務の期間

施設の維持補修及び斎場の管理運営の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日までとする。

項目		R 6				R 7				R 8				R 9				R 10				R 11				R 12			
		2	3	4		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
本事業	火葬炉設置・撤去	事業者選定 (DBO)				火葬炉設計				火葬炉建設				★ 工事完了															
	火葬炉補修													火葬炉の維持補修															
	斎場運営													斎場の運営 (R24.3まで)															
関連事業	施設設計					入札				施設設計																			
	施設建設													入札				施設建設				★ 工事完了							

### 4.2 業務概要

#### (1) 本事業における各業務の目的と概要

- 1) 本事業において事業者が行う業務の目的と概要は以下のとおりである。
- 2) 各業務は、必要な調査、申請、届出、その他の行政手続き、事業を円滑に実施する為の調整、及び本業務を達するに必要となるその他の一切を含むものとする。

表 1-3 本事業における各業務の目的と概要

業務名	目的	概要	対象
火葬炉設備整備業務	加古川市斎場の老朽化した既存火葬炉及び火葬炉付帯設備を更新することにより、老朽化した既存火葬炉の性能を改善することを目的とする。	事前調査、基本・実施設計、及び施工を行う。	火葬炉（人体炉 8 基、胞衣炉 1 基、動物炉 1 基）の更新を行う（胞衣炉は撤去のみ）。 人体炉の更新は、現行と同件程度の火葬業務を行いながら、一部の火葬炉のみ更新を行う等の手法により、全炉の更新を実施するものとし、新設炉の完成毎に部分使用を行うことを想定している。 胞衣炉及び動物炉も同様とする。
稼働準備業務	本事業による指定管理期間において、既存斎場及び改修後の斎場の維持補修、運営が円滑に開始されることを目的とする。	現在の指定管理者からの業務引継ぎ、従業員教育、その他の準備等、指定管理業務となる後続業務（運営業務、維持補修業務）の稼働準備を行う。	本斎場内の全て。（別途発注の建築工事によるものを含む）
運営業務	火葬の運営、事務、各種利用者サービス提供、その他管理等により、利用者の快適性を確保しつつ、本斎場を安定、継続して営業することを目的とする。	火葬の受付・火葬実施等の運営、火葬使用許可等の事務、待合室の準備や喫茶室運営等の各種利用者サービス提供、物品管理ほかの管理を行うとともに、指定管理者として事業と業務の管理を行うものである。	本斎場内の全て。（別途発注の建築工事によるものを含む）
維持補修業務	建築物、建築設備、火葬炉、外構の点検修繕や警備清掃等、本斎場の安全、機能や品質・品位等を継続して維持することを目的とする。	本斎場の機能や品質等を継続して維持する為に必要な、建築物、建築設備（火葬炉等含む）、外構の保守点検、修繕、補修、警備、清掃、その他施設維持作業等を行う。	本斎場内の全て。（別途発注の建築工事によるものを含む）

#### 4.3 各業務の業務の対象における留意点

- 1) 表 1-3 に示す火葬炉設備整備業務の対象における責任分界点は、添付資料-3 に示す通りとする。
- 2) 表 1-3 に示す維持補修業務における、本業務で事業者が自らの責任で行う補修及び修繕に関する範囲は次の通りとする。
  - ① 火葬炉及び関連設備（本事業の施設整備範囲）の全て。
  - ② 建築物、建築設備のうち、1 件の補修及び修繕費用が 30 万円（税込）以下のもの。

#### 4.4 本事業に関連する事業

- 1) 市は、本事業に関連する事業として以下を発注する予定であり、その概略は添付資料-5 に示す通りである。
- 2) 原則として、関連する事業との間の調整は市が行い、事業者は同改修事業の受注者との協議調整・協働して業務を実施することに対し協力するものとする。

**表 1-4 関連する事業の実施予定概要**

関連事業名	事業概要	予定実施時期
建築物改修実施設計	以下の建築物の内外装の改修及び建築設備の更新を行う。(建替え、解体含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・本館(火葬棟、待合棟)</li> <li>・車庫棟(一部動物炉)</li> <li>・自転車置場</li> <li>・ポンプ棟</li> <li>・プロパン庫</li> <li>・霊灰塔</li> <li>・庭園休憩所</li> <li>・外構(屋外設置設備機器等含む)</li> </ul>	令和7年度～ 令和8年度
建築物改修工事	上項で対象とされた建築物の部分に関する改修工事を行う。	令和9年度～ 令和11年度

## 第3節 一般事項

### 1. 監督員

監督員とは、「加古川市工事監督規程（昭和61年3月28日訓令甲第6号）」に基づく監督員とする。

### 2. 適用法令・基準

本事業の設計建設、運営にあたっては、遵守すべき関係法令及び基準等（いずれも最新版とする）等を以下に示す。

#### 2.1 法令等

- 1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 3) 建築士法（昭和25年法律第202号）
- 4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 5) 消防法（昭和23年法律第186号）
- 6) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- 7) 景観法（平成16年法律第110号）
- 8) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- 9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- 10) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 11) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 12) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 13) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成18年法律第91号）
- 16) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）
- 17) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）（昭和45年法律第20号）
- 19) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）（昭和54年法律第49号）
- 20) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 21) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 22) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）本文
- 23) 電波法（昭和25年法律第131号）

- 24) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- 25) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 26) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- 27) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 28) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- 29) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 30) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 31) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 32) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 33) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- 34) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- 35) 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- 36) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- 37) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- 38) 個人情報保護に関する法律
- 39) その他関連法令等

## **2.2 条例等**

- 1) 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例 28 号）
- 2) 加古川市環境基本条例（平成 12 年加古川市条例第 1 号）
- 3) 加古川市墓地、埋葬等に関する規則（平成 24 年加古川市規則第 5 号）
- 4) 加古川市公の施設の事業者の指定手続等に関する条例
- 5) 加古川市斎場の設置及び管理に関する条例
- 6) 加古川市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則
- 7) 加古川市における暴力団の排除に関する条例

## **2.3 設計基準、仕様書等**

- 1) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 2) 建築設計基準及び同解説
- 3) 建築構造設計基準及び同解説
- 4) 建築設備設計基準
- 5) 建築設備計画基準・同要領
- 6) 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
- 7) 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- 8) 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- 9) 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編

- 10) 建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- 11) 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- 12) 建築工事監理指針
- 13) 電気設備工事監理指針
- 14) 機械設備工事監理指針
- 15) 建築設備耐震設計・施工指針
- 16) 建築工事標準詳細図
- 17) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 18) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 19) 建築工事安全施工技術指針・同解説
- 20) 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- 21) 土木工事標準仕様書
- 22) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- 23) 公共建築工事積算基準
- 24) 建築保全業務共通仕様書
- 25) 官庁施設の環境保全性基準
- 26) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 27) 火葬場の建設維持管理マニュアル
- 28) 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- 29) その他関連する基準・指針等

### **3. 情報の取扱い**

#### **3.1 情報取扱い規定の策定**

- 1) 事業者は、「加古川市情報公開条例（平成 10 年 12 月 22 日条例第 27 号）」、「加古川市個人情報保護法施行条令（令和 4 年 12 月 20 日条例第 22 号）」、その他関連する情報に関する法令等の趣旨に則り、情報の取扱いの方針を定めた「情報取扱い規定」を作成すること。
- 2) 情報取扱い規定は、基本契約の締結後 60 日以内に市に提出のうえ、市の承諾を得なければならない。

#### **3.2 個人情報の取扱い**

- 1) 事業者が本事業を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」、「加古川市個人情報保護法施

行条令」、その他関連する法令を遵守し、情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護する為に必要な措置を講じること。

- 2) 事業者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図る為に、「加古川市個人情報保護条例」の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。
- 3) 事業者が行う業務において取り扱う個人情報の保有・管理主体は事業者とする。「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」第66条第2項第2号の規定に基づき、事業者は保有する個人情報の安全管理の為に必要かつ適切な措置を講じることとし、その措置は「加古川市の保有する個人情報の適切な管理の為に措置に関する指針」に準拠して行うこと。

### **3.3 情報公開**

- 1) 事業者が本事業を行うにあたり作成し、又は、取得した文書等で事業者が管理している情報は、加古川市情報公開条例（平成10年12月22日条例第27号）に基づき、開示の対象とされる場合がある。
- 2) 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を情報取扱規程等に定めるものとする。
- 3) 本事業における配置技術者氏名に係る情報公開請求がなされた場合は、元請負人又は下請負人を問わず、情報公開の対象とする。

### **3.4 守秘義務**

- 1) 事業者は、本事業により知り得た一切の情報を、第三者に開示、漏洩せず、又は本事業以外の目的に使用してはならない。但し、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2) 前項の制限は、本事業の契約期間終了後も同様とする。

### **3.5 情報の作成、管理、保存**

#### **(1) 作成、管理、保存の方法**

- 1) 情報は、全て正確かつ迅速に取り扱い、常にその経過を明らかにし、事務能力の向上に役立つよう適正な処理に努めること。
- 2) 情報は、漏洩、滅失、き損が生じないように十分に留意し、適切に作成、管理、保存すること。

### **3.6 文書の管理**

#### **(1) 文書管理の方針**

- 1) 事業者は、指定管理業務を行うにあたり、作成し又は取得した文書等については、「加古川市文書取扱規程（昭和 63 年訓令第 7 号）」に準じて適正に管理、保存するものとする。
- 2) 本業務を行うにあたり作成し又は取得した文書等は、別に定めるとおり「加古川市情報公開条例」に基づく公文書開示請求等の対象になることに留意すること。

#### **(2) 文書の保存期間**

- 1) 報告書及び管理に関する帳票は、対象業務の完了後 5 年間保存すること。なお、対象業務の完了後とは、火葬炉設備整備業務は設計建設業務の完了後、斎場管理運営業務は毎年とする。
- 2) 会計帳簿類は、指定期間終了後 5 年間保存すること。

## **4. 知的財産権**

### **4.1 事業者による知的財産の使用**

- 1) 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他関連する法令に基づき保護される知的財産に関する権利（以下「知的財産権」という。）を本事業において使用するときは、その一切を自らの責任、負担において実施しなければならない。

### **4.2 知的財産権の帰属**

- 1) 事業者が市に提出、提供する提案書、資料、及び成果物等、本事業に伴う提出書類等について、一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条で定める権利を含む）は市に帰属するものとし、事業者は著作権人格権について、一切行使しないものとする。この権利及び権限は、本事業の契約期間終了後も存続する。
- 2) 事業者は、市に提出、提供する資料、成果物等に関して、一般に公開されているものを除き市の許諾なく使用及び利用することは出来ないものとする。

## **5. 保険・保証・賠償等に関する事項**

### **5.1 保険**

- 1) 事業者は、事業期間中、自らの負担により必要な保険に加入すること。
- 2) 市が事業者に対し、最低限加入を求める保険については、次の通りとする

#### **(2) 設計建設業務期間**

##### **ア 損害賠償保険等**

- 1) 事業者は、工期を充足する第三者に対する損害賠償保険に加入し、保険証書の写し又は申込書の写しを契約締結時に提出してください。契約締結時に申込書の写しを提出した場合は、後日保険証書の写しを提出してください。なお、保険金額は事業者の任意とします。
- 2) 事業者は、建設業退職金共済組合に加入しなければならない。工事の施工に当たっては、証紙貼付方式を選択した場合は、契約締結後 1 か月以内に退職金共済証紙を購入し、掛金収納書を市に提出しなければならない。また、電子申請方式を選択した場合は、契約締結後 40 日以内に、退職金ポイントを購入し、掛金収納書（電子申請方式）を市に提出しなければならない。

#### **(3) 維持補修及び運營業務期間**

##### **ア 事業者の賠償責任**

事業者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し市又は第三者に損害を与えたときは、民法第709条の規定により、その損害を賠償しなければならない。また、国家賠償法第1条又は第2条の規定により、市が第三者に当該損害を賠償したときは、市が事業者に対し、求償権を行使することがある。

#### **イ 保険の加入**

事業者は、管理の実施に必要と考えられる各種保険に加入すること。

- 1) 市が加入する保険
  - ・ 全国市長会市民総合賠償補償保険
- 2) 事業者が加入する保険
  - ・ 施設賠償責任保険
  - ・ その他運営上必要な保険

## **5.2 保証**

### **(1) 保証の内容**

- 1) 本事業により導入される一切の施設、設備に原則補償期間は設定しないが、維持補修業務において稼働の為に必要な補修及び修繕を実施することとする。
- 2) 本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守するものとする。

### **(2) 契約不適合責任**

本施設の契約不適合責任の期間は引渡し後2年間とするが、事業期間中に発覚し、要求水準書に記載する要件を満たさない場合も改善の対象とする。

- 1) 保証期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修、修繕、改造又は交換しなければならない。
- 2) 事業期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥により、要求水準書に記載する要件を満たさなくなった場合は、事業者の負担により速やかに改善しなければならない。

## **6. 行政財産の目的外使用**

- 1) 市が必要と認める場合は、加古川市公有財産規則に基づき、利用者等に施設の目的外使用を許可する場合がある。
- 2) 行政財産の目的外使用に係る使用料等は市の収入とする。

## 7. 暴力団への対応

### 7.1 暴力団関係者等による不当介入の排除対策

- 1) 事業者は、当該工事等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、市に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。
- 2) なお、事業者は、下請業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底しなければならない。

### 7.2 暴力団等の契約からの排除

事業者は、次の以下に示す事項のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、設計施工請負契約書及び基本協定書等に規定する契約解除要件に該当する為、注意すること。なお、下請契約等の相手方に対しても、この趣旨について周知すること。

- 1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6) 契約に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 7) 契約に関し、事業者が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を

求め、事業者がこれに従わなかったとき。

## **第4節 計画に関する事項**

### **1. 環境への配慮**

- 1) 「加古川市環境配慮率先実行計画」等に基づき、市が運用する環境マネジメントシステムや管理基準の作成、グリーン購入等に協力すること。
- 2) 「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」の主旨を踏まえ、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量等、環境負荷の低減に努めること。

### **2. 使用する材料等**

- 1) 本施設に使用する建材、設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成の為に必要な能力及び規模を有し、かつ、運営経費の節減を十分考慮したものでなければならない。
- 2) 本要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成の為、又は性能を発揮する為に必要な設備等は事業者の負担で整備すること。

## 第5節 業績監視

### 1. 業績監視の目的

- 1) 事業者による公共サービスの提供が、事業契約に従い適正かつ確実に実施されているか、又は改善を要する事項を確認する為に、市は各業務の業績及び実施状況の監視（以下「モニタリング」という。）を行う。
- 2) 業績監視は、要求水準書等に示す要求水準、契約書等、及び事業者により提案された業務水準が適切に履行されていることを対象に確認する。
- 3) 市は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しない恐れがある場合には、これを業績不履行として、事業者に対して、支払いの減額、停止、改善勧告、改善・復旧計画書の提出要求及び事業契約の解除（以下、支払いの減額以降を指して「改善措置要求等」という。）をする場合がある。この詳細は以下、及び契約書に示す。

### 2. 市による業績監視

#### 2.1 業績監視及び監査の実施

- 1) 施設の運営適正化の為に、原則として四半期ごとに、市は事業者に対して定期モニタリングを実施する。
- 2) 市は、施設の運営に係る出納その他事務の執行に関して、監査委員による監査を実施することができる。

#### 2.2 立ち入り検査及び改善指示

- 1) 市は、斎場の管理の実施状況を確認する為、随時、事業者に報告を求め、又は施設の状況を実地で確認できるものとする。その結果、業務内容の改善等の措置が必要と認めるときは、当該業務内容の改善について指示を行うことができる。
- 2) 市より、業務内容の改善について指示があった場合、事業者は、速やかに業務の改善についての計画を作成して市に提出し、市の承認を得た上で、改善計画を実施するものとする。なお、市が業務の改善についての計画の作成を要しないと判断し、その旨指示した場合には、事業者は業務改善についての計画の作成は要しないが、直ちに業務の改善に着手すること。
- 3) なお、市から業務内容の改善等の指示を受けたにもかかわらず放置した場合、事業評価の場合と同様指定を取り消すことができるものとする。

#### 2.3 業務不履行時の措置

- 1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となる恐れが生じた場

合、斎場管理運營業務が業務要求水準を満たしていない場合、又は利用者が施設を利用する上で、明らかに不適切と認められる状況にある場合は、市は事業者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができる。この場合、事業者が当該期限内に改善することができなかつた場合は、市は事業者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができる。

- 2) 上記 1)により事業者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、市は事業者が生じた損害の賠償の責を負わないほか、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3) 事業者は、事業の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合、速やかに市に報告しなければならない。
- 4) 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、市と事業者は事業継続の可否について協議することとする。

### **3. 事業者によるモニタリング**

#### **3.1 事業者によるモニタリングの実施**

- 1) 事業者は、事業者により提供される公共サービスの水準を、事業者自らがモニタリング（測定・評価）する行為（以下「セルフモニタリング」という。）を行うものとする。
- 2) 市は、セルフモニタリングを踏まえて市が実施するモニタリングの結果、各業務が適切に実施されていないと判断される場合、前項に示した通り、事業者に改善要求を行なうとともに、その状況により、対価の減額その他の措置を講じる。

## 第6節 事業期間終了時の取扱い

### 1. 事業期間終了時の状態

原則として、事業期間終了時、事業者は、施設、設備、什器備品、その他物件（以下「物件等」という。）の状態が、要求水準を満たしたものでなければならない。

#### 1.1 経年劣化、通常損耗

- 1) 事業者は、指定期間が満了し又は指定が取り消された場合は、市の指示に基づき施設等の原状を回復すること。
- 2) 物件等の自然的な劣化、損耗等（以下「経年劣化」という。）、及び事業者の通常の使用により生ずる損耗等（以下「通常損耗」という。）が最小となるよう、事業期間中において、事業者は適切に維持修繕を行わなければならない。
- 3) 事業期間終了時において残存する経年劣化、及び通常損耗に対して、事業者は自らの責任において修繕等を行う。
- 4) 市は経年劣化及び通常損耗への修繕等以外を、事業者に求める場合がある。この場合、市は費用の負担を行い、事業者はこれに応じ、協力しなければならない。

#### 1.2 事業者の施設

- 1) 事業者は、事業期間終了時において、自らの負担により準備した物件等があるときは、当該物件を直ちに除去し、市の確認を受けなければならない。但し、市が認めた場合はこの限りではない。

#### 1.3 物件等の状態

- 1) 業務終了時において、要求水準を満たしたものでなければならない。
- 2) 概ね5年以内の大規模修繕又は更新を要しない状態とすること。また、定期交換部品等の交換を予定している場合は、事前に市に提示すること。

### 2. 事業期間終了時の施設の検査

#### 2.1 事業期間終了時の検査

- 1) 事業者は、前項に定めた要件を満たしたうえで、事業期間終了時に、市の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けたうえで、物件等を明け渡すものとする。

#### 2.2 事業期間終了前の協議

- 1) 事業者は、事業期間終了の2年前から、事業期間終了時における本施設の明け渡し方法について市と協議を行うこと。

#### 2.3 事業期間終了前の自主検査

- 1) 事業者は、事業期間終了にあたり、物件等が要求水準を満たした状態である

かの検査を行い、報告書にとりまとめ、市へ提出すること。市は、当該報告書等を用いて施設の状態を確認する。

- 2) 確認の結果、これらが要求水準を満たしていないことが判明した場合は、事業者は事業期間終了までに補修、修繕及び更新等を実施し、その結果を市に報告すること。

### **3. 事業期間終了時の資料等の引継ぎ**

#### **3.1 指定期間終了後の引継業務**

- 1) 事業者は、指定期間終了後、次期事業者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継を行わなければならない。
- 2) 事業者は、指定期間終了により次期事業者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。特に、斎場の予約状況等に関しては、遺漏がないよう十分留意すること。
- 3) 事業者は、事業期間終了前に、市もしくは市が指定した第三者に対して、維持運営業務を継続して実施する為に必要な事項を説明する。
- 4) 引継ぎ期間は市と協議を行うこととする。
- 5) 引継ぎにあたってはマニュアル等の資料を基に説明することを原則とする。

#### **3.2 引継資料**

- 1) 事業者は、市に以下の書類・記録等を含む必要な資料等を引き継ぐこととする。
  - ① 施設管理台帳
  - ② 備品台帳
  - ③ 設備・備品の操作要領
  - ④ 申し送り事項
  - ⑤ 完成図
  - ⑥ その他、関連する資料一式

## 第2章 業務の要求水準書

### 第1節 共通事項

#### 1. 業務の構成

1) 本事業の業務の構成は次の通りとする。

表 2-1 業務の構成

契約等	期間	業務名	業務内訳	業務内容					
設計施工請負契約	令和7年度 ～ 令和11年12月28日	火葬炉設備整備業務	火葬炉設計業務	事前調査業務 設計業務					
			火葬炉建設業務	火葬炉建設業務					
			各種申請等業務	各種申請等業務					
指定管理者の指定	令和9年4月1日 ～ 令和24年3月31日	運営業務	庶務業務	出納、帳票等の管理業務 斎場改善業務 燃料等の調達及び管理業務					
			受付等業務	斎場受付案内業務 斎場の使用許可に関する業務 斎場の施設使用料の徴収業務					
			火葬業務	火葬実施業務 残骨灰処理業務					
			飲食物販サービス等運営業務	喫茶・売店の運営及び自動販売機の設置業務 日常の給茶のサービス等業務					
			維持補修業務	維持管理業務	保守管理業務	建築物保守管理業務	建築物保守管理業務		
						自家用工作物保守点検業務	自家用工作物保守点検業務		
						消防設備保守点検業務	消防設備保守点検業務		
						空調設備保守点検業務	空調設備保守点検業務		
						汚水浄化設備保守点検業務	汚水浄化設備保守点検業務		
						自動ドア保守点検業務	自動ドア保守点検業務		
		空気清浄機保守点検業務				空気清浄機保守点検業務			
		地下タンク点検業務				地下タンク点検業務			
		火葬設備保守管理業務				火葬設備保守管理業務			
		環境衛生管理業務				環境衛生管理業務			
		植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務				植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務			
		清掃業務				維持管理業務	維持管理業務	日常清掃業務	日常清掃業務
								週間清掃業務	週間清掃業務
			年間清掃業務	年間清掃業務					
			警備業務	機械警備業務					
		その他の維持管理業務	維持管理業務	その他の維持管理業務	備品等管理業務	備品等管理業務			
					残骨灰及び集塵灰の管理業務	残骨灰及び集塵灰の管理業務			
		補修・修繕業務	維持管理業務	補修・修繕業務	火葬炉設備補修・修繕業務	火葬炉設備補修・修繕業務			
					その他施設の補修・修繕業務	その他施設の補修・修繕業務			
		稼働準備業務	稼働準備業務	稼働準備業務	稼働準備業務	稼働準備業務			

- 2) 指定管理者は、令和9年4月1日から火葬炉設備整備業務の完了まで、既存火葬炉及び新設火葬炉の何れも維持補修・運営する。
- 3) 指定管理者は、別件発注を予定している本斎場の建築改修工事により、維持修繕、運営の対象とする施設の構成・仕様等に一部変更が生じる場合があっても、その全てについて、維持修繕、運営する。但し、現施設の状態と比べて仕様書等に著しい変更が生じる場合は、双方協議し、変更契約を行えるものとする。
- 4) 事業者は、同建築事業の実施設計に係る調整会議の内容を確認のうえ、維持修繕、運営に要する費用が過度に上昇する恐れがある、或いは管理上不都合が生じる恐れがあると考えられる場合はその旨市に通知するとともに、通知内容に対する計画の対応内容が不十分と判断される場合は、その根拠をもって、市と協議を行うことが出来る。

## 第2節 火葬炉設備整備業務

### 1. 共通事項

#### 1.1 火葬炉設備整備業務の内容

##### (1) 業務の目的

- 1) 加古川市斎場の老朽化した既存火葬炉及び火葬炉付帯設備を更新することにより、老朽化した既存火葬炉の性能を改善することを目的とする。

##### (2) 業務の概要

- 1) 事前調査、基本・実施設計、及び施工を行う。
- 2) 火葬炉（人体炉8基、胞衣炉1基、動物炉1基）の更新を行う（胞衣炉は撤去のみ）。
- 3) 人体炉の更新は、現行と同件程度の火葬業務を行いながら、一部の火葬炉のみ更新を行う等の手法により、全炉の更新を実施するものとし、新設炉の完成毎に部分使用を行うことを想定している。  
胞衣炉及び動物炉も同様とする。

##### (3) 業務の構成

- 1) 火葬炉設備整備業務の構成は次の通りとする。

表 2-2 火葬炉設備整備業務の構成

業務内訳	業務内容
火葬炉設計業務	要求水準書、事業提案書等に基づき、必要となる各種調査、検討を行ったうえで、施設整備の基本設計と実施設計を行う業務。
火葬炉建設業務	実施設計図書にしたがい、既存火葬炉及び関連設備の撤去処分、新設火葬炉の設置、試験調整を行う。
各種申請等業務	以上にて要する各種申請書類を作成し、また市が本件に関連し作成する書類に要する情報等の提供、資料の作成支援を行う。

#### 1.2 提出図書

- 1) 提出図書は、添付資料-2 に示す図書を提出するものとする。

#### 1.3 業務の実施方法

##### (1) 業務の進捗管理と履行報告

- 1) 事業者は、業務計画書に基づき、火葬炉設備整備業務の進捗管理を自らの責任において実施すること。
- 2) 事業者は、履行結果について定期的に市に報告すること。

##### (2) 業務内容の協議等

- 1) 市は、事業者に対し事前調査、設計（基本設計、実施設計）及び施工の検討内容

について、随時報告を求めることができるものとする。

- 2) 各業務内容は、要求水準書及び事業者の提出した提案書に基づくことを原則とし、その詳細に関して市と十分に協議を行い、実施するものとする。

**(3) 完成部分の取扱い**

火葬炉設計業務及び火葬炉建設業務は、以下に示す段階で検査を行うものとする。

**ア 部分使用検査**

- 1) 業務の一定の段階において、契約書等に基づき、部分使用検査のうえで、部分使用を行うものとする。なお、建設業務期間における検査の留意点は、以下の他、建設業務の項に示す。
- 2) 部分使用検査を行う段階は以下を想定する。
  - ① 基本設計業務完了段階
  - ② 火葬炉建設工事中の期間中（年度の中途の時点）で、工事の部分（概ね2基を想定）が試験調整を含めて完成した段階

**イ 出来形検査**

- 1) 業務の一定の段階において、契約書等に基づき、出来形検査のうえで、部分引渡を行うものとする。
- 2) 出来形検査を行う段階は以下を想定する。
  - ① 火葬炉建設工事中における年度末の時点

## 2. 火葬炉設計業務の要求水準

### 2.1 共通事項

#### (1) 業務範囲

- 1) 事業者は、要求水準書、事業提案書等に基づき、必要となる各種調査を行ったうえで、施設整備の基本設計と実施設計を行うものとする。
- 2) 本業務における設計範囲は、火葬炉建設業務の範囲とする。

#### (2) 業務着手の条件

- 1) 事業者は、基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び事業提案書に適合していることについて市の検査を受けたのち、実施設計業務に着手することができる。
- 2) 事業者は、実施設計完了後、設計内容が本要求水準書及び事業提案書に適合していることについて市の検査を受けたのち、建設業務に着手することができる。

#### (3) 提出図書

- 1) 提出書類は、添付資料-2による。

#### (4) 設計内容の変更

- 1) 原則として、提案書で提案された内容の変更は認めないものとする。但し、市の指示により変更する場合はこの限りではない。
- 2) 設計期間中、本要求水準書及び提案書に適合しない箇所、及び本施設の機能を全うすることが出来ない箇所が発見された場合は、事業者の負担において改善変更行うものとする。
- 3) 基本設計図書及び実施設計図書、各々の検査後において、検査済み部分に修正が必要となった場合は、修正部分が検査済み部分と同等以上の機能が確保できることが事業者により証明された場合に限り、市の指示又は承諾を得て変更することができる。

### 2.2 事前調査業務

#### (1) 業務範囲

- 1) 本要求水準書、設計施工請負契約書、事業提案書、各種法令等に基づき、後続となる業務に必要と想定される一切の調査を行う。
- 2) 後続となる業務期間中に行うことが適切と考えられる調査は後続業務の期間中に行うことができるが、この場合にあっても、事前調査業務の要求水準を満たすこと。

#### (2) 事前調査業務の要求水準

- 1) 事業者は、本事業で必要と考えられる一切の調査、検討について、関係機関と十分協議を行ったうえで実施すること。なお、調査の実施に先立ち市と協

議すること。

- 2) 既存施設の供用段階、本設備整備工事による既存施設との併用段階、及び本設備整備工事の完了後必要となる電力等に対して、過不足の生じないものとなる調査、検討とすること。
- 3) 調査を行う為に申請手続きが必要な場合は、事業者自らの責任において適宜、実施すること。
- 4) 調査を行うにあたり、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮した業務とすること。

## **2.3 設計業務**

### **(1) 業務範囲**

- 1) 本要求水準書、設計施工請負契約書、事業提案書、各種法令等に基づき、建設業務に必要な各種整理、技術検討・計算及び設計図書等の作成を行う。

### **(2) 共通の要求水準**

- 1) 設計に伴い必要な法的手続き等は、事業者の責任により実施すること。
- 2) 基本設計図書及び実施設計図書では、更新後の火葬炉設備への移行範囲、仮設等を行う場合その機器、検査範囲、及びこれらの時期を明らかにすること。

### **(3) 基本設計業務の要求水準**

- 1) 基本設計は、実施設計に移行した際に業務が支障なく進められるものとなるよう、コンセプトや概要、適用法令、基本性能のみならず、対象となる設備類の具体的な仕様、配置、おさまり等が明らかとなる設計図とすること。
- 2) 基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目についてはその課題、対応の基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。

### **(4) 実施設計業務の要求水準**

- 1) 実施設計は、工事の実施に必要な事業者が工事費内訳明細書を作成する為に十分な内容になるものとする。
- 2) 内訳明細書は、部分払い及び工事設計変更等の為に、十分となるものを作成すること。

### 3. 火葬炉建設業務の要求水準

#### 3.1 共通事項

##### (1) 業務範囲

- 1) 本要求水準書、設計施工請負契約書、事業提案書、各種法令等に基づき、火葬炉設備の建設工事及び関連業務を行う。

##### (2) 技術者の配置等

###### ア 有資格者の適切な配置

- 1) 工事に伴い必要となる有資格者を関係法令等に則り適切に配置すること。

###### イ 現場代理人の配置

- 1) 現場代理人は、本事業の履行に関し、工事現場に常駐しなければならない。但し、市との連絡体制が確保され、かつ、次に該当する場合等工事現場において作業が行われていない期間において、市が認めた場合には工事現場における常駐を要しない。

- ① 設計業務期間並びに現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 設計施工請負契約書の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

###### ウ 工場製作を含む工事における監理技術者等の途中交代

- 1) 監理技術者等の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアルの二一二の(4)の規定に基づき、監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合の他、工場製作のみの施工から現地施工へ移行する場合にも認めるものとする。なお、交代の時期は工場製作の途中であっても、現場施工に着手する時期（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する時期）とする。
- 2) 交代して新たに配置される技術者は募集要領等に記載の資格要件を満たす技術者とし、事業提案書にて提出された現場施工に配置予定の技術者を原則とする。
- 3) 監理技術者等を途中で交代する場合は、市と事業者で協議を行うものとする。

###### エ 監理技術者の要件及び専任を要する期間等

事業者は、直接的な雇用関係を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者として配置しなければならない。なお、配置期間は建設業務の工期の始期日から工事目的物の引渡の日までとする。入札参加表明書の提出日以前3箇月以上前

に雇用された者を本事業に専任で配置しなければならない。但し、配置技術者の専任期間については、契約工期を原則とし、以下のとおり取り扱う。

- 1) 設計施工請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（設計業務期間、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、配置技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、本契約締結後、市との協議において定める。
- 2) 配置技術者は、原則として完成期限まで工事現場への専任を要するものとするが、完成期限までに完成検査が終了した場合（市の都合により検査が遅延した場合を除く。）については、その後の事務手続、後片付け等の期間における工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日とは、市が工事の完成を確認した日（検査結果通知書における検査年月日）とする。
- 3) 本事業の選定事業者は、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）通知書」を選定事業者の決定から10日以内に市に提出すること。また、提出にあたり、当該配置技術者と直接的な雇用関係を有すること又は、入札の執行日以前3箇月以上前に雇用された者であることを証する客観的資料として、健康保険被保険者証等の写しを添付しなければならない。本事業の落札者が、上記要件を満たす主任（監理）技術者を配置できない場合は、契約を締結しないこととなる為、契約辞退届を市へ提出すること。なお、本事業の基本協定の締結後に上記要件を満たす主任（監理）技術者を配置できずに契約の締結ができないときは、指名停止措置となることがある。

### (3) 提出図書

事業者は、添付資料-2に示す図書を提出するとともに、以下の作成等を行うこと。

#### ア 工事カルテの作成、登録

- 1) 事業者は、受注時又は変更時において、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、市の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に登録すること。また、訂正時は適宜登録機関に訂正申請をしなければならない。
- 2) 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が事業者に届いた際には、その写しを直ちに市へ提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない

場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### (4) 火葬炉建設業務の実施方針

##### ア 火葬炉建設業務の実施条件

- 1) 本事業において、本施設の運営、及び火葬炉の操業を現行以上に停止することなく施工する（以下「居ながら改修」という。）ことを原則とする。
- 2) 斎場運営者の業務（メンテナンス等）に支障が出ない計画とすること。
- 3) 工事期間中、火葬炉設備の更新のため、同時に2基を操業停止（6基以上は操業）できるものとし、この際の運営への影響を考慮した工事工程を計画すること。但し、運營業務において現行以上の火葬件数を実施できる場合で本市の承諾を得た場合は、2基以上操業停止できるものとする。
- 4) 建築物改修工事事業者との調整が必要であることも考慮しておくこと。

##### イ 利用者への配慮

- 1) 利用環境の担保
  - ① 施設開場時間は騒音等の発生する工事の実施は極力避ける等、工事中は本施設の利用者、市職員及び従業員等の施設関係者の安全確保及び快適な利用に十分配慮すること。施設の運営に影響が予測される場合には事前に市と協議をすること。
  - ② 告別の時間帯は、音・振動を出さないこと。（敷地内に利用者不在時は可）
- 2) 利用者等の安全確保
  - ① 居ながら改修であるため、利用者を含めた第三者への配慮を十全に行うとともに、工事中に第三者に損害を及ぼした場合は、その損害の責任を事業者が負うものとする。

##### ウ 建設環境への配慮

- 1) 周辺環境への配慮
  - ① 騒音、振動、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞、工事関係車両（通勤車両含む）の走行経路、その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。この場合、事業者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
  - ② 周辺の施設や隣接する道路等に損害を与えないよう十分に配慮し、工事に伴い汚損や破損が生じた場合の清掃、修繕及び補償は、事業者の負担において行う等により解決すること。
  - ③ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

##### エ 建設リサイクル法の適用

- 1) 本事業は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）にかかる分別解体・再資源化等を遵守するとともに、工事着手にあたってはあらかじめ届出書、説明書及び分別解体等の計画書面を作成し、市への説明及び確認を受けて提出すること。また、特定建設資材の廃棄物の再資源化が完了したときは、市に書面で報告すること。
- 2) 事業者は、当該工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせようとするときは、他の建設業者に説明書及び分別解体等の計画書面に記載した事項を告げなければならない。

## **3.2 着工前の業務**

### **(1) 準備調査等**

- 1) 着工に先立ち、近隣住民との調整、既存施設の運営委託事業者及び市が別件発注予定の施設施工事業者との調整等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民及び施設利用者の理解及び安全を確保すること。

### **(2) 共通仮設**

- 1) 建築物の仮囲い、出入口ゲート、監督員事務所や仮設トイレ等の仮設物、警備員の配置等は別途市の発注する建築工事で設けることから、本業務に含めないものとする。但し、火葬炉工事範囲内における直接仮設は本業務に含む。
- 2) 応募者は予め監督員詰所に必要とする面積を示すこと。
- 3) 監督員事務所のうち、選定事業者の占有する範囲における光熱水費、電話料金、通信料金等は、選定事業者の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器（パソコンシステム、FAX 付コピー機等を含む。）、什器類は選定事業者が自らの責任で設けること。
- 4) 資材の仮置場及び工事用車両の駐車スペース用地は、市の承諾を受けて設置する。なお、現場事務所や資材置き場等のために敷地周辺の市所有の土地を、市と協議の上使用することができる。但し、使用した土地は事業完了時に現状復旧して返却すること。

### 3.3 建設期間中の業務

#### (1) 自主検査、部分使用検査及び出来形検査

##### ア 自主検査

- 1) 部分使用検査及び出来形検査を行うに先立ち、事業者は自主検査を行うこと。
- 2) 検査内容は完成自主検査に準じたものとし、詳細は市と協議を行うものとする。

##### イ 市による検査

- 1) 市による部分使用検査及び出来形検査を受けること。
- 2) 検査内容は完成検査に準じたものとし、詳細は市と協議を行うものとする。

#### (2) 図書

- 1) 対象部分の図書は事業者の責任で備えたうえで検査に望むものとし、具体的な図書の構成及びその内容は、市との協議によるものとする。

#### (3) 管理

##### ア 現場管理

- 1) 工事に伴い必要となる準備等は、全て事業者が行うものとする。
- 2) 事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
- 3) 斎場業務時間外（午後6時から午前9時）に工事を行う場合は事前に市に連絡をすること。
- 4) 市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場及び製造場所において、施工状況の確認を行うことができるものとする。

##### イ 現場の安全管理

- 1) 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、設計施工請負契約書に示す。

##### ウ 周辺環境配慮

- 1) 周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、事業者の責任において苦情処理対応や環境改善対策措置等を行うこと。

#### (4) 工事用車両

##### ア 工事用車両の運行

- 1) 工事用車両は、本施設の正面玄関のロータリーを介して運行しないこと。

#### **イ 工事関係者の車両通行**

- 1) 可能な限り火葬炉棟裏のスペースに駐車することとするが、一般の駐車場を使用する場合は北（山側）の駐車スペースを利用すること。なお、この際、市との協議のうえで火葬炉棟裏と待合棟の境の門扉を開錠することが可能なものとする。

### **(5) 仮設計画**

#### **ア 手すり先行工法による足場設置**

- 1) 事業者は、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省，平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。但し、これにより難い場合は市と協議のこと。

## **3.4 完成後の業務**

### **(1) 完成自主検査及び市による完成検査**

事業者は工期限内に次の規定に即して以下の検査を実施し、全ての業務を完了させること。但し、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。なお、建設期間中に部分引渡ししたものも含めすべての工事範囲を対象に完成自主検査等を実施するものとする。

#### **ア 完成自主検査等**

- 1) 事業者は、本施設の完成自主検査、及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。
- 2) 完成自主検査、及び機器・器具の試運転検査等の実施については、それらの実施日の14日前までに市に書面で通知すること。
- 3) 市は、事業者が実施する完成自主検査、及び機器・器具の試運転等に立会うことができるものとする。
- 4) 事業者は、市に対して完成自主検査、及び機器・器具の試運転等の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

#### **イ 市による完成検査等**

- 1) 事業者は全ての業務が完了したことを市に通知し、市による完成検査を受けること。なお、建設期間中に部分引渡ししたものは検査の対象に含めない

が、先に完了した部分も含めて本業務を一式とした完成図書（業務報告書）として市に提出すること。

- 2) 市は、事業者による完成自主検査、法令による完成検査及び機器・器具の試運転検査の終了後、本施設について完成検査を実施するものとする。
- 3) 市は、事業者の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。

## **(2) 完成図書の提出**

事業者は、添付資料-2 に示す業務報告書を提出すること。

## **4. 各種申請等業務**

- 1) 本事業を実施するにあたり、本要求水準書及び契約書等で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に実施すること。
- 2) 工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出などの必要がある場合には、事業者はその手続を速やかに行い、市に報告すること。市は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。
- 3) 申請や届出に係る手数料を含む諸費用は事業者の負担とする。
- 4) 市が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、事業者は必要な協力を行うこと。

## **5. その他施設整備上必要な業務**

- 1) 本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び契約書等で示す内容を満たすうえで、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。

## 第3節 稼働準備業務

### 1. 共通事項

#### 1.1 稼働準備業務の内容

##### (1) 業務目的

- 1) 本事業による指定管理期間において、既存斎場及び改修後の斎場の維持補修、運営が円滑に開始されることを目的とする。

##### (2) 業務の概要

- 1) 現在の指定管理者からの業務引継ぎ、従業員教育、その他の準備等、指定管理業務となる後続業務（運營業務、維持修繕業務）の稼働準備を行う。

##### (3) 業務の構成

- 1) 稼働準備業務の構成は次の通りとする。

表 2-3 稼働準備業務の構成

業務内訳	業務内容
稼働準備業務	本事業による指定管理期間において、既存斎場及び改修後の斎場（別途発注の建築工事によるものを含む）の維持補修、運営を行うために要する、現在の指定管理者からの業務引継ぎ、従業員教育、その他の準備等の一切を行う業務。

### 2. 稼働準備業務の要求水準

- 1) 供用開始後支障なく稼働するように、従業員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。
- 2) これらに必要となる資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

## 第4節 運営業務

### 1. 共通事項

#### 1.1 運営業務の内容

##### (1) 業務の目的

- 1) 火葬の運営、事務、各種利用者サービス提供、その他管理等により、利用者の快適性を確保しつつ、本斎場を安定、継続して営業することを目的とする。

##### (2) 業務の概要

- 1) 火葬の受付・火葬実施等の運営、斎場使用許可等の事務、待合室の準備や喫茶室運営等の各種利用者サービス提供、物品ほかの管理を行うとともに、指定管理者として事業と業務の管理、市との連絡調整等、適正な業務運営を確認するための市の業務への協力等、斎場の継続した営業に要するものうち、維持補修業務に含まれない一切の業務を業務範囲とする。

##### (3) 業務の構成

- 1) 運営業務の構成は次の通りとする。

表 2-4 運営業務の構成

業務内訳	業務内容
庶務業務	斎場を運営するために必要な受付、事務、使用料徴収、各種調達、作業、協議調整、連絡、確認、消耗品等の管理、資料の作成等を行う業務
火葬業務	火葬の実施、残骨灰の処理
飲食物販サービス等運営業務	喫茶・売店の運営、自動販売機の設置、給茶サービス等

- 2) 次に掲げる内容については、業務に含まない。

- ① 斎場使用料の額の決定に関すること
- ② 斎場の目的外使用許可に関すること
- ③ その他斎場の施設の運営に関して基本的事項の決定に関すること

##### (4) 提出図書

- 1) 提出図書は、添付資料2に示すとおりとする。なお、様式等の詳細は市と協議すること。

## 1.2 業務条件

### (1) 斎場の稼働条件

#### ア 休場日

- 1) 1月1日とする。その他火葬炉の修繕、清掃業務等で休場日を設定する必要がある場合は、市長の承認を得て決定することができる。(年間26日以内)

#### イ 開場時間

- 1) 午前9時から午後6時までとする。但し、必要があるときは、市長の承認を得て開場時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

#### ウ 1日の受入火葬件数

- 1) 2024年10月現在において、1日10件の火葬を受け付けているが、火葬件数が増加傾向にあることから、休場日及び利用件数の少ない日の翌日は、14件の受付を可能としている。今後の火葬件数の増加を見込み、1日の受入火葬件数の増加も視野に入れ、市民サービスに大きな影響が出ないよう運営すること。
- 2) 災害の発生等の非常時には、他市からの搬入も予想されることから、市と協議し、その決定に従うこと。また、災害発生等の非常時に備え、支援体制の構築及び基準となる受入可能件数を事前に市に提示すること。

#### エ 業務日及び業務時間

- 1) 業務日及び業務時間は、業務により異なるので留意すること。
- 2) 火葬業務は、開場日、業務時間は、午前9時から午後6時までを基本とする。但し、火葬炉等の使用のある場合は、業務が終了するまでとする。
- 3) 小動物受付業務は、斎場内の小動物受付事務所において、開場日の午前9時から午後4時30分までを基本とする。
- 4) 予約状況確認及び斎場運営計画作成業務、霊柩車運行业者等との連絡調整業務については、休場日等にかかわらず前日に運行状況の確認を行うこと。
- 5) 斎場施設・設備維持管理業務、火葬設備維持管理業務(修繕含む)、清掃業務について、建物附属設備や火葬炉の修理、年間清掃業務等は、休場日等にかかわらず計画的に行い、火葬業務に支障をきたさないようにすること。
- 6) その他の業務については業務内容により、事業者の責任において定めることができる。但し、斎場運営に支障をきたさないこと。

### (2) 職員の配置等

#### ア 職員の配置

- 1) 管理を行う職員には施設の運営に必要な施設管理業務及び経理事務等の能力を有し、かつ施設の運営が適正に行える者を配置するとともに、その内から責任者を選任すること。

- 2) 責任者は職員の勤務計画を立案するとともに、職員の業務内容の監督及び指定管理による斎場運営に必要な管理的業務を行うこと。
- 3) 開場時間内は施設の使用受付、使用許可、使用料徴収、火葬業務などが確実に行える体制とすること。
- 4) 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

#### **イ 職員の教育・訓練**

- 1) 職員には施設の管理に必要な研修、及び労働安全衛生法に基づく研修を実施すること。
- 2) 業務の遂行に当たっては、人生終焉の地として遺族・参会者の心情を十分考慮し、常に責任を自覚するとともに誠意と礼儀を旨とした体制を保持すること。責任者は職員の接遇の状況を常に把握するとともに、必要な場合はその都度指導を行うこと。また、事業者は定期的に職員の接遇研修を実施すること。
- 3) 職員は、職務に従事するときは業務にふさわしい制服を着用し、名札を着用すること。なお、それに要する費用は事業者の負担とする。
- 4) 市は、すべての人の人権が尊重される明るいまちづくりに取り組んでいるところであり、職員に対しこれを周知・理解をさせるとともに、定期的に人権教育研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図ること。
- 5) 消防計画（年次業務計画書に含む）を作成し、年1回以上消防訓練を行うこと。
- 6) 職員は、緊急時に迅速に対応できるようにAED（自動体外式除細動器）の操作方法を習得しておくこと。
- 7) 緊急時等の対応及び防犯・防災対策マニュアルを策定し、職員を指導すること。

#### **ウ 法定資格者の選任と配置**

- 1) 「墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という）」第12条に規定する火葬場の管理者（以下「管理者」という。）を置くほか、同法等に定められた書類を市に提出すること。
- 2) 防火管理者並びに危険物取扱者乙4類の資格を有する職員を配置すること。
- 3) その他施設の運営に必要とされる資格、免許等を有する者を配置し、又は外部委託により有資格者を配置すること。

### **(3) 再委託等の禁止**

#### **ア 再委託の制限**

- 1) 事業者は、本業務の一部又は全部を第三者に委託することはできない。但し、業務の一部については市の承諾を受けた上で、専門業者に委託すること

ができる。

- 2) 業務の一部を再委託又は請負させたときは、本事業の実施にあたり事業者が負う義務を再委託先・請負業者及びその従業員にも遵守させること。

#### **(4) 指定管理者による斎場施設の利用**

##### **ア 指定管理者による火葬場施設の利用**

- 1) 指定管理者は、火葬場内のトイレ、自動販売機、ロビー、喫茶を利用することができる。但し、利用は施設利用者を最優先とすること。

#### **(5) 市との協議調整等**

##### **ア 協定等の締結**

- 1) 市と指定管理者は、業務内容及び管理の基準の詳細について協議の上、指定期間全体の基本協定及び毎事業年度ごとの年度協定を締結する。

##### **イ 市への協力**

- 1) 市から、施設の運営並びに施設の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- 2) その他、市が実施又は要請する事業(例：緊急安全点検、防災訓練、関係団体の視察案内、当該施設の管理に関する会議、監査・検査等)への支援・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

##### **ウ 市との協議**

- 1) 指定管理者が施設の管理に係る要綱等を作成する場合は、市と事前に協議すること。
- 2) 本要求水準書に定めるもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、指定管理者と市でその都度協議すること。

##### **エ 施設（火葬炉含む）の調査及び工事への協力**

- 1) 市の行う施設・設備の更新・修繕にあつては、これが円滑に実施できるよう、指定管理者は市及び関係者との調整、調査等に協力すること。
- 2) 調査等に基づく改修工事にあつて施設の休場等を行う可能性があるが、工事にとまなう休館等実施の影響で発生する委託料の減額等については、指定管理者と市で協議すること。

#### **(6) 事務の引継に関する条件**

- 1) 指定管理者は、業務の開始前に、現在の指定管理者から必要な引継を受けること。
- 2) 次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、指定期間終了の日までに引継内容を事前に市へ届け出るとともに、次期指定管理者に対し

て業務に関する引継を行わなければならない。

## 1.3 基本方針

### (1) 運營業務の方針

#### ア 善管注意義務

- 1) 各業務の重要性を十分認識し、法律、条例その他関連法規を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって適正な業務の遂行に努めること。

#### イ 法令順守

- 1) 運営を墓地、埋葬等に関する法律第1条の目的に適合して行うこと。
- 2) 火葬業務をはじめ、各業務の重要性を十分認識し、法律、条例その他関連法規を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって適正な業務の遂行に努めること。

#### ウ 公平性の確保

- 1) 施設利用者及び他のいかなる団体等に対しても公平性・公正性かつ中立性を確保すること。
- 2) 従業員は宗教上の中立を保つこと。
- 3) 業務にあたっては、名目のいかなるを問わず利用者等から法定外のいかなる金品等を収受しないこと。(喫茶・売店及び自動販売機の運営に関する業務を除く。)
- 4) 葬祭関連業者等の紹介・斡旋やパンフレット・チラシ類の配布など、特定の事業者等の営利活動に協力しないこと。

#### エ 快適な施設の維持

- 1) 利用者の心情等に充分配慮し、相手の立場に立った親切で丁寧な対応を行うとともに、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- 2) 業務中は職務に専念するとともに、服装、言動等に十分注意し、使用者等に不快の念を与えないようにすること。
- 3) 施設は常に清潔に保つよう清掃を行うとともに、盗難等の被害を未然に防止するよう警備上必要な処置を講ずること。
- 4) 利用者及び周辺住民等の意見、苦情等に対し誠意を持って対応すること。
- 5) 利用者のごみの持ち帰りを徹底すること。

#### オ コスト削減

- 1) 効果的かつ効率的な管理を行い経費節減に努めること。
- 2) 加古川市環境配慮率先実行計画等に基づき、市が運用する環境マネジメントシステムや管理基準の作成、グリーン購入等に協力すること。また、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。

#### カ 施設の安全の確保

- 1) 施設利用者の安全確保を第一とすること。
- 2) 火災、事故等の緊急時には直ちに関係機関に通報し、関係者への応急措置を

取るとともに、市に連絡し、その指示を受けること。

#### **キ 防犯・安全対策等**

- 1) 出退時には、作業範囲の火気の点検、施錠及び消灯等の確認点検を行い、防火防犯に努めること。
- 2) 施設内での事故発生の防止に努めること。非常時、災害時に備えて連絡網を整備すること。
- 3) 斎場施設内は禁酒、禁煙とし、職員及び利用者に周知徹底を図ること。

#### **ク 緊急時の対応**

- 1) 事業者は、災害時・緊急時の利用者等の避難、誘導、安全確保及び関係機関への通報についての計画を作成し、緊急時には的確な対応を行うこと。
- 2) 事業者は、災害時・緊急時の利用者等の避難、誘導、安全確保を確実に実施するため、定期的に訓練等を実施すること。
- 3) 事業者は、施設の利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。
- 4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、影響を最小限にするために適切な処置を行うこと。また、施設の被害状況等については適宜状況把握に努めるとともに、必要に応じて市を含む関係機関に対し報告を行うこと。
- 5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて職員を臨時に出勤もしくは待機させること。この場合において、市は、経費等の補填はしない。
- 6) その他、加古川市地域防災計画などに基づいて行う応急対策に協力すること。

#### **ケ 施設内の禁煙**

- 1) 健康増進法（平成14年法律第103号）及び兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）を遵守し、受動喫煙の防止対策のために、屋内は完全禁煙とする。
- 2) 屋外においても、事業者が指定した場所以外での喫煙は認めないこと。

### **(2) 書類等の取扱い**

#### **ア 提出書類**

- 1) 事業者は、添付資料-2に示す計画書及び報告書を作成し市へ提出すること。なお、様式等の詳細については市と協議すること。
- 2) 市が必要と認めた場合は随時報告を求めることがある。その場合、選定事業者は必ず報告を行うこと。

#### **イ 総合評価**

- 1) 事業者は、毎年度終了後に、総合評価表を作成し、市に提出しなければならない

ない。

- 2) 総合評価表は、市ホームページ上で公開する。
- 3) 総合評価は、市が設置する加古川市事業者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）においても評価できることとし、選定評価委員会での説明責任者は事業者とする。

#### **ウ 文書及び各種記録の管理保存**

- 1) 火葬済証（埋火葬許可書）、分骨証明書（火葬証明書）はその写しを保存すること。指定管理期間が満了し、もしくは指定を取り消された場合は遅滞なく市に引き継ぐこと。
- 2) 事業者は、法第 15 条に規定する図面、火葬簿の図書の管理を行うとともに、火葬を求めた者、その他死者に関係ある者から請求があった場合は閲覧させること。

## 2. 運營業務の要求水準

### 2.1 共通事項

- 1) 本要求水準書記載の内容は、令和6年度における斎場運営の要件である。運営開始時点における斎場運営に必要なものについて増減があることに留意すること。

### 2.2 管理事務業務

#### (1) 庶務業務

斎場を運営するために必要な各種協議調整、連絡、確認及び資料の作成等を行う業務。

#### ア 出納、帳票等の管理

- 1) 各種帳票を日々整理し、保管すること。また、廃棄すべき書類は、個人情報保護の観点から厳重に処分すること。
- 2) 指定管理料から支払われる修繕費、備品・消耗品の購入、光熱水費、燃料費の支払いなどの出金については、出納簿等で日々整理し、市の問い合わせ又は調査に対応すること。

#### イ 斎場の運営改善

- 1) 事業者は、利用者アンケート等により、利用者等の満足度や意見・要望を把握し、その結果を運営に反映させるなど、利用者の満足度に繋げること。
- 2) 利用者アンケート等の内容は、市と協議すること。

#### ウ AEDの管理

- 1) 市が設置したAEDは、指定期間内における適正な管理及び運用を行うこと。
- 2) AEDについては、日常的にセルフチェックを行うと共に点検結果を記録するなど保守点検を行うこと。
- 3) 施設の運営上、新たにAEDの設置が必要になった場合は、事業者の負担で行うこと。

#### エ 室名札の管理

- 1) 休憩室（和室）、火葬炉の名札の記入をすること。

#### オ 消耗品の管理

- 1) 施設運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品等は事業者が購入し管理すること。
- 2) 消耗品等の整理を的確に行うこと。
- 3) 燃料である灯油の補給についても、業務に支障をきたさないよう石油販売業者に連絡し、給油すること。

**カ 案内放送**

- 1) 必要に応じて館内放送を行うこと。

**キ 問い合わせ対応**

- 1) 市民からの問い合わせには、懇切丁寧に応対すること。
- 2) 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じること。

## (2) 予約受付業務

### ア 斎場予約システムにおける予約業務及び予約状況確認ならびに斎場運営計画作成

- 1) 加古川市市民課の業務時間外における予約業務や受付状況の確認を行い、次の日の斎場運営計画を作成する。
- 2) 毎朝、当日の火葬業務について打ち合わせを行い、斎場運営業務を円滑に行うこと。

### イ 霊柩車運行业者及び葬儀会社等との連絡調整

- 1) 翌日の斎場運営計画に基づき事前に霊柩車の配車状況の確認を行う。また、当日の朝にも配車状況の確認を行う。
- 2) 霊柩車の遅れは、他の遺族に過大な迷惑をかけるだけでなく斎場運営に大きな影響を及ぼすので、霊柩車の運行业者等からの問い合わせがあった場合は、連絡調整を行うこと。
- 3) 出棺遅れは、火葬業務や他の遺族に迷惑がかかるので、葬儀会社等に注意を行うこと。

## (3) 利用者受付業務

### ア 小動物の火葬の受付

小動物の火葬の窓口にて受付を行う。この受付は、斎場で行うこと。

- 1) 斎場での受付業務（使用許可・使用料の徴収業務）
  - ① 動物炉の使用許可書を交付すること。また、小動物の死骸については、一時冷蔵庫に保管し、火葬日時については火葬業務担当者と調整すること。
  - ② 使用料の徴収については、加古川市斎場の設置及び管理に関する条例に定める使用料を使用者から徴収し、領収書を発行すること。
  - ③ 徴収した使用料については、適正に管理し、斎場使用料とともに収納日計表に記載するとともに、速やかに所定の納付書により加古川市指定金融機関又は加古川市収納代理金融機関に払い込むこと。但し、収納した日の翌日が土曜日、日曜日、休日その他金融機関が営業を行わない日であるときは、これらの日後において、直近の金融機関の営業日に払い込むこと。
  - ④ 計量器について、計量法に基づく検査を受けること。（2年に1回）
- 2) その他次の点を飼い主に説明し、同意を得ておくこと。
  - ① 対象となる小動物は、飼育されているペット類、重さが60kg未満のもの、大きさは、幅60cm、高さ60cm、奥行き120cmのダンボールに納まるもの。また「火葬場等に関する法律」に基づかないものであること。
  - ② 搬入は、燃えないもの（金具がついた首輪など）をはずし、ビニール袋等の中身が確認できる袋に入れ、ダンボール箱に納めて搬入すること。ま

た、毛布等については、大気汚染の原因になるので入れないように指導すること。

- ③ 犬の死亡届の記入を依頼すること。（提出された死亡届は、市環境保全課に送付すること。）
- ④ 集合火葬なので、収骨はできないこと。
- ⑤ 火葬後の残骨については、適正嚴重に収蔵・埋葬していること。

#### **(4) 斎場の使用許可に関する業務**

##### **ア 斎場施設使用許可**

斎場内火葬炉、休憩室（和室）について、使用の許可を与えること。なお、動物炉使用許可については、「(3) ア\_小動物の火葬の受付」を参照

- 1) 斎場施設予約受付並びに火葬許可業務は市で行う。
- 2) 事業者は、この受付内容及び火葬許可が「墓地、埋葬等に関する法律」その他の法令の規定と照合して内容精査の上、火葬執行までに斎場施設使用許可証を交付すること。
- 3) 感染症者など緊急性のあるものや特別の事情があると認められる場合は、市と協議の上、火葬運営に支障のないように適正に調整すること。
- 4) 施設の使用許可に関して法令に照らし疑義が生じた場合は、直ちに市に連絡し、その指示を受けること。

##### **ア 火葬執行証明等**

- 1) 法第 16 条第 2 項に規定する火葬許可証への記入、押印を行い、使用者に火葬執行証明を返還すること。
- 2) 法第 17 条に規定に基づき、毎月 5 日までにその前月中の火葬の状況を市に報告すること。
- 3) 法施行規則第 5 条第 3 項により準用する同条第 1 項に規定する焼骨の分骨を埋葬し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があったときは、その焼骨の火葬の事実を証する書類（分骨証明）を交付すること。
- 4) 火葬を求めた者その他死者に関係ある者から請求があったときは、火葬の事実を証する書類（火葬執行証明）を交付すること。
- 5) 市民課等から分骨証明の依頼があった場合は、火葬証明（写し）を整理し、速やかにこれに応じること。

**(5) 公金徴収代行業務**

斎場施設の使用許可の際に「加古川市斎場の設置及び管理に関する条例」に定める使用料を徴収する。なお、市は、事業者と別途「使用料等の徴収委託契約」を締結する。(本事業では利用料金制を採用しない)

**ア 使用料の徴収**

- 1) 使用料の徴収は、条例に定める使用料を使用者から徴収し、領収書を発行すること。
- 2) 徴収した使用料は、当日分をとりまとめて収納日計表に記載するとともに、速やかに所定の納付書により、加古川市指定金融機関又は加古川市収納代理金融機関に払い込むこと。但し、収納した日の翌日が土曜日、日曜日、休日その他金融機関が営業を行わない日であるときは、これらの日後において、直近の金融機関の営業日に払い込むこと。

**イ 使用料の減免に関する事務**

- 1) 加古川市斎場の設置及び管理に関する条例第 6 条及び同条例施行規則第 6 条に基づく使用料の免除については、直ちに市に連絡し、その指示を受けること。

## 2.3 火葬業務

### (1) 火葬実施業務〔人体（死産含む）、胞衣等及び小動物〕

#### ア 火葬業務の内容

- 1) 遺体（胎）の引受け及び運搬
- 2) 告別室でのお別れの儀式
- 3) 棺内の危険物等の除去
- 4) 遺族の待合室への案内
- 5) 火葬の執行
- 6) 収骨室での遺骨拾収と引渡し
- 7) 炉内及び台車の清掃
- 8) 残骨灰の保管及び処理業者への引渡し
- 9) 遺体の一時保管（霊安室で適切な保管を行うこと。）  
※遺体の一時保管とは、行旅死亡人等で葬儀を行う者がいないとき又は行う者はいるものの葬儀を行うことができない場合に、火葬予約日時まで、遺体を霊安室内の遺体霊安庫で保管することをいう。
- 10) 火葬炉運転実施の報告
- 11) 死産、胞衣等も遺体火葬業務に準じて行う。
- 12) 死産児の場合、父母の希望により、24 週以上ならば、収骨できることとして、取り扱うこと。また胞衣等で手術肢体等の焼却の場合も、本人等の希望により、収骨できることとして、取り扱うこと。
- 13) 小動物の火葬業務については、冷蔵庫の収容能力を勘案し随時行う。

#### イ 火葬実施業務の留意事項

- 1) 告別業務では、事前に宗旨、到着時間等を理解し、準備を行うこと。
- 2) 火葬炉の性能及び機能を維持し、火葬業務が円滑に行われるよう日常の保守管理に万全を期し、火葬炉及び関連設備の始業点検、定期点検、異常時の修繕、部品交換、調整を実施すること。
- 3) 火葬炉の運転にあたっては、煤煙、臭気を最小限度に防止するなど周辺環境の保全に必要な措置を講ずること。
- 4) 各設備は丁寧に取扱い、故障の早期発見に努めること。また、異常を予測させる兆候を発見した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市に報告すること。
- 5) 業務にあたっては安全を第一とし、事故の発生を未然に防止するよう必要な措置を講ずること。
- 6) 設備の運転、保守管理業務に必要な物品及び消耗品は事業者の負担とする。
- 7) 火葬終了後の収骨については、高熱による火傷の危険性が軽減したことを確認し、収骨者に対して適切かつ丁寧な説明、指示及び収骨補助を行うこと。

- 8) 残骨灰、副葬品残渣については、遺族代表者及び関係者の同意を得た上で処理すること。
- 9) 業務中は火気の点検に留意し、業務完了にあたっては火気の点検及び施錠、消灯などの見回り点検を必ず行うなど火の取扱いについて特に注意すること。
- 10) 日々の火葬炉運転実施報告書及び月報を記録し、市に報告すること。

## (2) 残骨灰処理業務

### ア 業務内容

- 1) 斎場に保管している残骨灰を少なくとも2カ月に1回処理業者に搬出させ、厳重かつ適正に処理させること。特に市民の宗教的感情を充分配慮し、厳格な処理に努めること。
- 2) 残骨灰については処理施設に運搬し、無害化处理等を実施し、残骨灰を残骨・有価物・その他残さ類に選別するものとする。
- 3) 残骨とは残骨灰に含まれる人体の遺骨をいう。残骨は指定管理者が所有又は提携する墓地等に埋葬するものとする。ここでいう墓地等とは墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）に規定されている「墓地」「納骨堂」のうち都道府県知事等から現に許可を受けているものをいう。
- 4) 残骨灰に含まれる金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物については残骨灰から選別後、売却可能な状態に精錬し、市に返還するものとする。売却可能な状態とは、ホールマークの打刻や証明書の添付により、一般的な商慣習に照らして、当該有価物を第三者に売却できる状態をいう。市への引き渡しは年1回を原則とし、市の指示する方法により行うものとする。
- 5) その他残さ類とは残骨灰に含まれる、残骨及び有価物以外のものをいう。これらについては関係法令に従い適切に処分するものとする。

### イ 留意事項

- 1) 残骨灰も遺骨であることから、敬けんかつ丁重に取り扱うこと。
- 2) 排出した残骨灰は、処理業者において環境を阻害することなく分別処理し、適正かつ厳重に収蔵・埋葬していることを確認すること。
- 3) 残骨灰の収集・運搬・処理においては飛散防止策を講じ、作業に従事する者には防塵マスクを着用させるなど、安全対策にも十分留意すること。
- 4) 各工程における作業内容、処理重量及び処理施設等について指定管理者において書式を作成し、事業報告の際に市に報告すること。

## 2.4 飲食物販サービス等運營業務

### (1) 喫茶・売店の運営及び自動販売機の設置業務

斎場の立地条件から、ほとんどの遺族及び参列者が、火葬が終わるまでの時間を過ごすため、火葬や葬祭に必要な物品の販売や遺族及び参列者が故人を偲び、心を落ち着かせる空間を提供することを目的として、喫茶・売店の運営と自動販売機を設置すること。

#### 1) 喫茶・売店及び自動販売機の設置面積及び販売品一例

名 称	面 積	販 売 品 一 例
喫茶	30.43 m <sup>2</sup>	コーヒー、紅茶、ミックスジュース、ソーダー類、トースト、サンドイッチ、ピラフ、お菓子
売店		数珠、香典袋、ハンカチ、骨壺
自動販売機	5.61 m <sup>2</sup>	清涼飲料水

- 2) 斎場施設内でのアルコール類の販売等は禁止とする。
- 3) 使用面積等を変更する場合は、事前に市へ協議すること。
- 4) 販売品目と提供価格については、事前に市へ協議すること。
- 5) 運営にあたっては、食品衛生法等の関係法令、条例等を遵守するとともに、清潔の保持、衛生管理、安全管理に十分配慮すること。

### (2) 日常の給茶のサービス業務等

遺族に対して、湯茶のサービス等を提供すること。

- 1) 遺族案内表示板に名札を表示すること。
- 2) 遺族が到着する前にポット等を準備し、清掃をしておくこと。
- 3) 利用者から湯茶の補給の申し出がある場合は、適宜補給すること。
- 4) 遺族の心情に配慮した接遇には十分注意を行うこと。
- 5) 昼食等のごみは持ち帰るように、利用者に注意すること。

## 第5節 維持補修業務

### 1. 共通事項

#### 1.1 用語の定義

1) 本項で用いる用語を次の通り定義する。

表 2-5 維持補修業務における用語の定義

用語	定義	具体例
点検	斎場施設の安全性、機能性、その他性能が確保されているかを確認するために点検、検査、測定、調査を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常点検（日常的な施設の見回り）</li> <li>・ 建築基準法第 12 条に基づく建築物の点検</li> <li>・ 電気事業法施行規則第 50 条に基づく自家用電気工作物の保安業務</li> <li>・ 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき消防設備等の点検</li> <li>・ その他各建築設備の点検</li> <li>・ 浄化槽法及び水質汚濁防止法等に基づく水質検査</li> <li>・ 要求水準に定める大気環境、騒音等の基準を満たしていることを確認するための測定</li> </ul>
保守	点検の結果に基づき斎場施設の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃</li> <li>・ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整</li> <li>・ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め</li> <li>・ 消耗部品（潤滑油、ランプ、パッキン等）の交換又は補充</li> <li>・ 接触部分、回転部分等への注油</li> <li>・ 軽微な損傷がある部分の補修</li> <li>・ 塗装（タッチペイント）</li> </ul>
補修	斎場施設の機能・性能を実用上支障のない状態（許容できる性能レベル）まで回復させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁コンクリートの部分的なひび割れ</li> <li>・ 亀裂の補修</li> <li>・ 設備機器の制御基板、部品等の交換、修理、配管の補修</li> <li>・ 火葬炉耐火材の部分修繕</li> <li>・ コンバスター、フレームコーンの更新</li> </ul>
修繕	斎場施設の機能・性能を当初の性能水準まで回復させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁タイルの全面的な張替</li> <li>・ 設備配管等の部分的な撤去・改設</li> <li>・ 個別の設備の取替・更新</li> <li>・ 火葬炉耐火材の修繕</li> </ul>

## 1.2 維持補修業務の内容

### (1) 業務の目的

- 1) 建築物、建築設備、火葬炉、外構の点検修繕や警備清掃等、本斎場の安全、機能や品質・品位等を継続して維持することを目的とする。

### (2) 業務の概要

- 1) 本斎場の機能や品質等を継続して維持するために必要な、建築物、建築設備（火葬炉等含む）、外構の保守点検、修繕、補修、警備、清掃、その他施設維持作業等を行う。
- 2) 稼働改修中の既存火葬炉に関する維持補修についても、本業務の範囲内とする。
- 3) 補修及び修繕の範囲は次の通りとする。
  - ① 火葬炉及び関連設備（本事業の施設整備範囲）の全て。
  - ② 建築物、建築設備のうち、1件の補修及び修繕費用が30万円以下のもの。

### (3) 業務の構成

- 1) 維持補修業務の構成は次の通りとする。

表 2-6 業務の構成

業務内訳		業務内容
維持管理業務	保守管理業務	建築物保守管理業務
		自家用工作物保守点検業務
		消防設備保守点検業務
		空調設備保守点検業務
		汚水浄化設備保守点検業務
		自動ドア保守点検業務
		空気清浄機保守点検業務
		地下タンク点検業務
		火葬設備保守管理業務
		環境衛生管理業務
	植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	
	清掃業務	日常清掃業務
		週間清掃業務
		年間清掃業務
警備業務	機械警備業務	
その他の維持管理業務	備品等管理業務	
	残骨灰及び集塵灰の管理業務	
補修・修繕業務	火葬炉設備補修・修繕業務	
	その他施設の補修・修繕業務	

### (4) 提出図書

- 1) 提出図書は、添付資料-2に示すとおりとする。なお、様式等の詳細は市と協議すること。

### 1.3 業務条件

#### (1) 職員の配置等

##### ア 法定資格者の選任

- 1) 施設の維持補修に必要とされる資格、免許等を有する者を配置し、又は外部委託により有資格者を配置すること。

#### (2) 再委託等の活用

##### ア 再委託の制限

- 1) 事業者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。但し、業務の一部については市の承諾を受けた上で、専門業者に委託することができる。
- 2) 業務の一部を再委託又は請負させたときは、再委託・請負業者及びその従業者に対しても以上のことを周知徹底すること。

#### (3) 市との協議調整等

##### ア 協定等の締結

- 1) 市と指定管理者は、業務内容及び管理の基準の詳細について協議の上、指定期間全体の基本協定及び毎事業年度ごとの年度協定を締結する。

##### イ 市への協力

- 1) 市から、施設の運営並びに施設の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- 2) その他、市が実施又は要請する事業(例：緊急安全点検、防災訓練、関係団体の視察案内、当該施設の管理に関する会議、監査・検査等)への支援・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

##### ウ 市との協議

- 1) 指定管理者が施設の管理に係る要綱等を作成する場合は、市と事前に協議すること。
- 2) 本要求水準書に定めるもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、指定管理者と市でその都度協議すること。

##### エ 施設(火葬炉含む)の調査及び工事への協力

- 1) 市の行う施設・設備の更新・修繕にあつては、これが円滑に実施できるよう、指定管理者は市及び関係者との調整、調査等に協力すること。
- 2) 調査等に基づく改修工事にあつて施設の休場等を行う可能性があるが、工事にとまなう休場等実施の影響で発生する委託料の減額等については、指定管理者と市で協議すること。

#### **(4) 事務の引継**

- 1) 指定管理者は、業務の開始前に、現在の指定管理者から必要な引継を受けること。
- 2) 次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、指定期間終了の日までに引継内容を事前に市へ届け出るとともに、次期指定管理者に対して業務に関する引継を行わなければならない。

### **1.4 基本方針**

#### **(1) 維持補修業務の方針**

##### **ア 善管注意義務**

- 1) 各業務の重要性を十分認識し、法律、条例その他関連法規を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって適正な業務の遂行に努めること。

##### **イ 法令順守**

- 1) 運営を墓地、埋葬等に関する法律第1条の目的に適合して行うこと。
- 2) 火葬業務をはじめ、各業務の重要性を十分認識し、法律、条例その他関連法規を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって適正な業務の遂行に努めること。

##### **ウ 公平性の確保**

- 1) 従業員は宗教上の中立を保つこと。
- 2) 業務の実施にあたっては、名目のいかんを問わず利用者等から法定外のいかなる金品等を収受しないこと。(喫茶・売店及び自動販売機の運営に関する業務を除く。)

##### **エ 快適な施設の維持**

- 1) 業務中は職務に専念するとともに、服装、言動等に十分注意し、使用者等に不快の念を与えないようにすること。
- 2) 利用者及び周辺住民等の意見、苦情等に対し誠意を持って対応すること。

##### **オ コスト削減**

- 1) 効果的かつ効率的な管理を行い経費節減に努めること。
- 2) 加古川市環境配慮率先実行計画等に基づき、市が運用する環境マネジメントシステムや管理基準の作成、グリーン購入等に協力すること。また、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。

##### **カ 施設の安全の確保**

- 1) 施設利用者の安全確保を第一とすること。

##### **キ 防犯・安全対策等**

- 1) 出退時には、作業範囲の火気の点検、施錠及び消灯等の確認点検を行い、防

火防犯に努めること。

- 2) 施設内での事故発生の防止に努めること。非常時、災害時に備えて連絡網を整備すること。

## (2) 計画の策定方針

- 1) 維持補修業務に関して、市の意図を反映させ、事業者は上に掲げた基本方針、次に示す点及び以下の事項に留意して計画を策定すること。
  - ① 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を継続して確保できるように予防保全を基本とした計画とすること。
  - ② 機能性及び将来にわたる経済性の高い、合理的なものとなるよう計画すること。
- 2) 斎場の適正な運営のため建物及び設備を十分把握し、器具及び備品類の整理整頓に努めるとともに、施設利用者に不快感を与えないよう常に清潔を保つこと。

### イ 予防保全

- 1) 施設等の点検、調整、測定記録等の保守管理を定期的に行うこと。
- 2) 事故や盗難等の被害を未然に防止するための措置を講じること。
- 3) 施設等に故障又は異常が認められた場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに市へ報告すること。

### ウ 安全管理

- 1) 消防計画を作成し、年1回は消防訓練を行うこと。
- 2) 火災、事故等の緊急時には直ちに関係機関に通報することのできる体制が構築される計画とするとともに、緊急時には関係者への応急措置を取るとともに、市に連絡し、その指示を受けること。
- 3) 盗難等の被害を未然に防止するよう警備上必要な処置を講ずること。

### エ 環境の維持

- 1) 施設は常に清潔に保つよう清掃を行うこと。

## 1.5 諸室及び設備等

- 1) 既存施設の諸施設及び設備等を以下に示す。
- 2) 維持補修業務は当初は以下を対象に実施するが、本事業における火葬炉の更新、及び別件にて実施予定の建築改修工事により、その構成、詳細に変更が生じる場合がある。

### (2) 諸室

室名	室数	用途
玄関ホール	1	来客用玄関
告別室	2	火葬前の告別の場所
見送りホール	1	火葬見送りの場所
炉前ホール	1	棺を火葬炉に搬入する場所
収骨室	3	焼骨を骨壺へ収める部屋
霊安室	1	遺体の一時保管場所
炉室	1	火葬炉の格納及び整備点検スペース
集塵室（残骨処理室）	1	火葬により発生した残骨灰の一時保管場所
コントロール室	1	火葬業務の機器制御や集中制御を行う
待合ホール	1	遺族が、火葬から収骨までの待ち時間を過ごす
便所	3	利用者用（男女）身体障がい者用
事務室	1	施設管理に係る事務処理を行う
会議室	1	接客応接室及び会議室
空調室	1	施設管理に係る空調機械室
喫茶室	1	遺族休憩用喫茶
休憩室（和室）	4	遺族が、火葬から収骨までの待ち時間を過ごす
便所	2	利用者、職員用（男女）
給茶室	1	給茶職員控え室、湯沸し室
倉庫	1	清掃用具等倉庫
炉職員休憩室	1	火葬炉運転職員休憩室
車庫内便所	1	小動物受付職員用便所
車庫内倉庫	1	倉庫
旧運転手控室	1	—
小動物受付	1	小動物受付
小動物火葬炉	1	小動物火葬炉、集塵器等
霊灰塔	1	火葬により発生した残骨灰保管場所（未使用）
ポンプ室	1	火葬用灯油ポンプ室、冷温水ポンプ
庭園内休憩所	1	利用者等休憩所
その他庭園等	—	庭園、廊下・作業通路等

### (3) 火葬炉設備（人体炉）

設置個数	人体炉 8 基（標準炉）、胞衣炉 1 基 <sup>1</sup>
燃焼消費量	45 $\frac{\text{リットル}}{\text{トナ}}$ ～50 $\frac{\text{リットル}}{\text{トナ}}$
火葬所要時間	火葬から冷却まで約 90 分（60 分+30 分）
型式等	再燃焼却室付台車式
排気方式	強制排気
使用燃料	灯油

<sup>1</sup> 本事業により撤去されるまでの間のみ。

(4) 火葬炉設備（動物炉）

設置個数	動物炉 1 基
燃焼消費量	約 90 リットル (1 回 7 ～ 8 体)
火葬所要時間	100 分
型式等	再燃焼却室付投入式
排気方式	強制排気
使用燃料	灯油

(5) 電気設備

受電方式	3 相 3 線式 6KV 60HZ	
設備容量	変圧器総容量 225KVA	
非常用予備発電設備	型式	屋外用キュービクル
	方式	ディーゼルエンジン
	容量	75 リットル
	燃料	軽油

(6) 空調設備

油焚冷温水発生装置 H29 年改修	玄関ホール、告別室、見送りホール、炉前ホール、待合ホール、喫茶、売店、収骨室、炉室、廊下
電気式パッケージエアコン	和室(4)、事務室、会議室、コントロール室、火葬炉運転職員休憩室(2)、小動物受付、給茶室

(7) 給排水設備

給水設備	加古川市上下水道局本管より引き込み
排水設備	合併浄化槽 (64 人用) ・ 接触ばっ気方式
給湯設備	プロパンガス、湯沸器 (喫茶、湯沸室、事務室)
消防設備	屋内消火栓、屋外地上タンク水槽、粉末消火器(20)、自動火災報知機、放送設備、誘導灯、煙感知器、防火扉など

## 2. 維持管理業務の要求水準

### 2.1 共通事項

- 1) 本要求水準書記載の内容は、令和6年度における斎場運営の要件である。維持補修開始時点における斎場の維持補修に必要なものについて増減があることに留意すること。

### 2.2 保守管理業務

#### (1) 建築物保守管理業務

##### ア 業務方針

- 1) 本斎場の建築物について、建築物の健全性を保つために、日常から見回り及び点検・検査、保守、管理（以下「保守管理」という。）を行う。
- 2) 保守管理は、業務計画書に定めた定期的に行うもの（日常保守）のほか、第三者被害が生じうる等の重大な損傷が見つかった場合、及び市からの要請があった場合に行うもの（緊急保守）に対応できるよう体制構築し、また実施すること。

##### イ 業務内容

- 1) 建築物の保守管理
- 2) 次項以下に定める建築設備以外の建築設備の保守管理
- 3) 法令に定められた点検
  - ① 建築基準法第12条に基づく定期点検のほか、法令等で定められている点検・検査等を実施し、報告書等を市へ報告するとともに点検結果等を適正に保管すること。
  - ② なお、令和5年度に斎場は建築基準法第12条に基づく3年に1度の建築物の点検を実施している。
- 4) 保守管理報告
  - ① 保守管理の結果は整理し、予防保全に活用できるよう分析したうえで報告書にとりまとめ保管すること。

#### (2) 自家用工作物保守点検業務

##### ア 設備概要

- 1) 受電電圧 6.6KV
- 2) 設備容量 225KVA（150KW）
- 3) 予備発電機 80KW

##### イ 業務内容

- 1) 電気事業法施行規則第50条に基づく自家用電気工作物の保安業務（試験・

測定・手続き及び指導を含む)を行うこと。

- ① 月例点検 毎月1回以上
- ② 定期点検 毎年1回

2) 但し、電気工作物の設置、改造等の工事期間中は毎週1回以上、事故発生時の応急措置の指示及び精密点検は必要の都度行うこと。

#### ウ 留意事項

- 1) 保安点検業務は、正規の資格を有する技術員により行うこと。
- 2) 業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- 3) 業務の終了ごと保守点検記録報告書を作成し、報告のこと。

### (3) 消防設備保守点検業務

#### ア 保守点検業務

- 1) 消防法第17条の3の3の規定に基づき消防設備等の点検を行い、一部を保存するとともに、点検報告書を所管消防署に遅滞なく提出すること。

#### イ 業務内容

- 1) 外観、機能点検（消防署提出書類作成含む） 年1回

- ① 自動火災報知設備
- ② 防火戸設備
- ③ 誘導灯設備
- ④ 屋内消火栓設備
- ⑤ 消火器

- 2) 総合点検（消防署提出書類作成含む） 年1回

- ① 自動火災報知設備
- ② 防火・防排煙設備
- ③ 誘導灯設備
- ④ 屋内消火栓設備
- ⑤ 消火器

#### ウ 業務対象設備

- 1) 以下に示す既存施設を標準とするが、別途発注される建築改修工事により数量に差異が生じる場合がある。

#### 〈自動火災報知設備〉

設備名	数量	単位	その他
受信機P型1級10回線	1	式	
総合盤	4	面	
表示灯	3	ヶ	
ベル	5	ヶ	
差動式スポット型感知器	52	ヶ	

設備名	数量	単位	その他
定温式スポット型感知器	25	ヶ	
煙感知器	9	ヶ	
常用電源	1	式	
予備電源	1	式	

#### 〈防火・防排煙設備〉

設備名	数量	単位	その他
連動制御盤5回線(実装2回線) 受信機P型1級10回線	1	面	
防火戸(レリーズ含む)	2	台	
煙感知器	4	個	
常用電源	1	式	
予備電源	1	式	

#### 〈誘導灯設備〉

設備名	数量	単位	その他
避難口誘導灯中型	8	台	
通路誘導灯 中型	1	台	
通路誘導灯 小型	1	台	

#### 〈屋内消火栓設備〉

設備名	数量	単位	その他
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1	組	
消火水槽	1	基	
湿式水槽(消火補給水槽)	1	基	
消火栓室内ボックス	4	面	
制御盤	1	面	
放水試験費	1	式	
起動押釦	4	ヶ	
常用電源	1	式	
予備電源	1	式	

#### 〈消火器設備〉

設備名	数量	単位	その他
粉末消火器ABC10型	15	本	
粉末消火器ABC10型	5	本	加圧式

#### (4) 空調設備保守点検業務

##### ア 業務の対象

- 以下に示す既存施設を標準とするが、別途発注される建築改修工事により機器の構成、数量に差異が生じる場合がある。

##### イ 冷温水機の保守点検

矢崎エナジーシステム株式会社 吸収冷温水機 GH-MG1402C

安全保護装置	暖→冷	冷→暖	その他
フローズスイッチの動作点検	○		
凍結防止サーモの動作点検	○		
再生圧力計の動作点検	○	○	
再生温度計の動作点検	○	○	
風圧スイッチの動作点検	○	○	
失火時のフレイム監視装置の動作点検	○	○	
モーターサーマルリレーの点検及び設定値の確認	○	○	
排ガス温度計の動作点検	○	○	
冷温水サーモの動作点検	○	○	
感震器の動作確認	○	○	

運転状態のチェックと測定記録	暖→冷	冷→暖	その他
インターロック関係のチェック	○	○	
温度調節器のチェックと実測設定調査	○	○	
温度調節器と制御弁動作の調整	○	○	
真空保持状態のチェック	○	○	
運転データの記録	○	○	
吸収液インヒビターの点検	○		

燃焼装置	暖→冷	冷→暖	その他
バーナーの着火燃焼状態の点検調整	○	○	
火炎の監視状態（フレイム電流）の点検	○	○	
空燃比の点検調整	○	○	
オイル漏れの点検	○	○	
炎検出器の調整	○	○	

循環ポンプ	暖→冷	冷→暖	その他
軸受けの点検とグリスの給油	○	○	
循環ポンプの運転状態のチェック	○	○	
グラウンド調整	○	○	
インバータの点検及び設定値の確認	○	○	

## ウ 空調機の保守点検

ダイキン工業株式会社 電気式 空冷ヒートポンプ パッケージエアコン

保守点検	暖→冷	冷→暖	その他
冷媒ガス漏洩点検	○	○	
フィルターの清掃	○	○	

## エ クーリングタワー及び循環ポンプ及び薬品注入装置の保守

保守点検	暖→冷	冷→暖	その他
水槽内の清掃	○		
フロート弁の点検調整	○		
冷却水系のフラッシング洗浄	○		
軸受けの点検、グリスの給油	○		
循環ポンプの運動状態のチェック	○		
グラウンド調整	○		

保守点検	暖→冷	冷→暖	その他
インバータの点検及び設定値の確認	○		
薬品注入装置の動作点検、薬品補充	○		定期的補充

#### オ エアハンドリングユニットの保守（6台）

保守点検	暖→冷	冷→暖	その他
軸受けの点検、グリスの給油	○	○	
Vベルトの張り具合の調整	○	○	
圧力開閉器の点検調整	○	○	
電磁開閉器の点検調整	○	○	
サーモスタットの点検調整	○	○	
補助リレーの点検調整	○	○	
フィルターの清掃	○	○	

#### カ 自動制御機器の保守

保守点検	暖→冷	冷→暖	その他
温度、湿度調節器の点検調整	○	○	
温度、湿度発信器の点検調整	○	○	
操作部及び調節弁の点検調整	○	○	
各リレー、ポテンションメーターの点検、接点の清掃	○	○	
比例帯、ディファレンシャル、オーソリティ、バランシングリレーの調整	○	○	

#### キ ファンコイルユニットの保守（天井埋込型8台・床置型6台）

保守点検	暖→冷	冷→暖	その他
送風機の点検調整	○	○	
フィルターの清掃	○	○	

#### ク 留意点

- 1) 点検は、冷暖房切り替え時及びその中間時期に行うこと。
- 2) 不時故障があった場合、斎場業務に支障のないよう速やかに修理すること。
- 3) 故障、修理で装置部品の取替えが必要な場合、市と協議の上取り替ること。
- 4) 業務の終了ごと作業点検記録報告書を作成し、報告のこと。

#### (5) 汚水浄化設備保守点検業務

##### ア 設備概要

- 1) 接触ばっき方式汚水処理施設 64人槽（5 m<sup>3</sup>/日）

##### イ 保守点検

- 1) 浄化槽法第3条第3項及びそれに基づく省令第2条に定める保守点検の技術上の基準に従い、保守点検業務を行うこと。
- 2) 次の作業基準に基づいて1カ月に2回以上巡検する。

- ① 流入ポンプ槽

- i) ポンプが正常に作動する事の確認
  - ii) ポンプの音、振動、電流値、吐出量の確認
  - iii) ポンプ槽内異物の有無確認
  - iv) レベルスイッチのポンプ自動運転の確認
  - v) レベルスイッチの点検清掃
- ② 沈殿分離槽 1、2
- i) スカムの発生状況の確認
  - ii) 堆積汚泥の確認
- ③ 接触ばっき槽 1、2
- i) 散期装置より均等に空気が散期されていること、正常な水流を起こしていることの確認
  - ii) 散期装置の目詰まりを随時確認
  - iii) 泡の発生状況確認
  - iv) ばっき槽水の色相、臭気、水温の測定、必要に応じてDOの測定
  - v) 消泡ノズル閉塞状況点検清掃
  - vi) 生物相の適時観察
  - vii) ばっき槽内異物の確認
  - viii) 生物膜の状況により逆洗
- ④ 沈殿槽
- i) 沈殿槽内水流の乱れ確認
  - ii) 越流堰より均等に水が流れていることの確認
  - iii) エアーリフトポンプの音、振動、吐出量の確認
  - iv) オーバーフロー水の色相、臭気、水温、PH、透視度の測定
  - v) スカムスキマーが正常に作動していることの確認
  - vi) スカムの発生状況確認
  - vii) 沈殿槽内異物の有無確認
- ⑤ 消毒槽、塩素滅菌器
- i) 塩素注入が行われていることの確認
  - ii) 塩素注入率が適正であることの確認
  - iii) 残留塩素の測定
  - iv) 塩素滅菌器の目詰まり清掃
  - v) 消毒剤の補給
- ⑥ 放流ポンプ槽
- i) ポンプが正常に作動していることの確認
  - ii) ポンプの音、振動、吐出量の確認
  - iii) ポンプ槽内異物の有無確認

- iv) レベルスイッチのポンプ自動運転の確認
  - v) レベルスイッチの点検清掃
- ⑦ ブロワー室
- i) ブロワーが正常に作動していることの確認
  - ii) ブロワーの回転方向、音、振動モーター、温度、圧力の確認
  - iii) ブロワーギヤーボックス内のオイル点検軸受部グリス補給
  - iv) ブロワー切換装置確認
  - v) 空気量の調整
  - vi) Vベルトの張り具合及び磨耗状況の確認
- ⑧ 電気制御盤
- i) 各制御盤についての異常の有無確認
  - ii) 電流、電圧、各モーター、温度、圧力の確認
  - iii) 盤内各機器の変色、熱、臭気、音、湿度の有無確認
  - iv) 盤内ターミナルの締付部ゆるみ点検
  - v) 各機器の絶縁抵抗を適時測定
- ⑨ その他一般事項
- i) 清掃を行い常に清潔さを保つこと
  - ii) 金属部分の錆の発生状況を観察し、湿度が多く錆やすい箇所を油拭きし、その他の部分は乾いたウエスで空拭きすること
  - iii) 各配管の継手、バルブ類の漏れに注意すること
  - iv) この仕様書に詳細に述べられていない機器については別に取扱説明書があるので熟読の上作業にあたること

## ウ 記録の作成・報告

- 1) 維持管理業務実施にあたっては「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年9月3日兵庫県規則第81号）」に定める様式で記録を実施の都度作成し、報告のこと。

## エ 水質検査

- 1) 浄化槽法第11条に定めるところにより、1年に一回以上、下記に定める内容の放流水の検査(以下「規定検査」という。)を定期的に一般社団法人兵庫県水質保全センター(水質検査所)その他の分析機関(環境計量事業者として知事の登録を受けた機関に限るが、地方公共団体の試験研究機関を含む。)において実施、これを管轄保健所に遅滞なく報告するとともに、結果を浄化槽管理者及び浄化槽点検業者がともに3年間保存するものとする。
- 2) なお、規定検査及び保守点検等の結果、異常が認められ原因が明らかでない場合は、放流水の精密検査等及び浄化槽各槽の移流汚水についての必要な検

査を行うものとする。

- ① 規定検査項目
  - i) 色相
  - ii) 臭気
  - iii) 透視度
  - iv) PH
  - v) BOD
  - vi) SS
  - vii) 塩素イオン濃度
  - viii) 大腸菌群数
- ② 精密検査
  - i) 色相
  - ii) 臭気
  - iii) 透視度
  - iv) PH
  - v) BOD
  - vi) SS
  - vii) 塩素イオン濃度
  - viii) 大腸菌群数
  - ix) COD
  - x) アンモニア性窒素
  - xi) 亜硝酸性窒素
  - xii) 硝酸性窒素

#### **オ 放流水の水質基準**

- 1) 放流水の水質基準は通常の使用状態において、日間平均値がBODとして60 (mg/L) 以下とすること。

#### **カ 清掃の回数及び時期の判定**

- 1) 清掃は浄化槽法第10条第1項に定めるところにより年1回行うほか、次の場合には適時行うものとする。
- 2) 沈澱分離槽にあっては、流出水の浮遊物等が著しく増加し、処理装置の機能に支障が生じる恐れがあると認められたとき。
- 3) 接触ばっき槽にあっては、生物膜が著しく肥厚して接触材が閉塞し、又は槽内液に多量の浮遊汚泥を生じる恐れがあると認められたとき。
- 4) 留意事項
  - ① 沈澱槽にあっては、スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限り多量に引出し、中間水については、可能な限り引き出さないようにする

こと。

- ② 接触ばつき槽にあっては、生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を全量汚泥濃縮貯留槽に移送し、又は引き出すこと。

#### キ 清掃の記録

- 1) 清掃を行う者は厚生省令第5条第2項及び第3項の記録として、様式第17号に定める書式の浄化槽清掃記録表を実施の都度作成すること。

### (6) 自動ドア保守点検業務

#### ア 設備の概要

- 1) 正面玄関2箇所（両引分扉1、片引分扉1）、告別室前（両引分扉2）、待合ホール（両引分扉1）、炉前ホール入口（両引扉2）、炉室搬入戸（片引扉8）収骨室（引分フラッシュ戸3）、計18箇所（電動式4箇所、密閉式14箇所）
  - ① 保守点検・整備の内ドアエンジン装置の各部の点検及び整備
  - ② ドアエンジン開閉スピード・クッション作動の異常の有無点検及び整備
  - ③ ドアエンジン装置の電気回路の異常の有無点検及び整備
  - ④ オイル漏れ・オイル不足・潤滑油不足の有無点検及び補充
  - ⑤ ドアが他箇所と当たっていないか又は擦れていないかの点検及び整備
  - ⑥ ビス・ボルト・ナット類の緩み、脱落の点検及び整備
  - ⑦ 消耗の著しい部品の点検
  - ⑧ その他の点検及び整備

#### イ 保守定期点検の回数及び報告

- 1) 炉前扉は3ヶ月に1回、その外の扉は6ヶ月に1回点検すること。
- 2) 定期点検終了後、業務の終了ごと作業点検記録を作成し、報告のこと。

#### ウ 故障及び修理

- 1) 故障の場合は、指定管理者は速やかに修理するものとする。

### (7) 空気清浄機保守点検業務

#### ア 設備の概要

- 1) 山武製 F730A201 1台
- 2) ダイレクトジャパン FC-30KS 1台
- 3) ダイレクトジャパン EZ-350 5台

#### イ 保守点検内容

- 1) 空気清浄機7台の保守点検業務。年4回、（委託内容は、集塵ユニットの交換、プレフィルターの清掃、活性炭フィルターの清掃又は交換、各電気系統の点検、本体の清掃、正常動作の確認など）

## ウ 業務の記録保存

- 1) 業務の終了ごと作業点検報告書を作成し、報告のこと。

## (8) 地下タンク点検業務

### ア 設備の概要

- 1) 灯油貯蔵地下タンク 10,000L

### イ 点検及び報告

- 1) 漏洩検査業務については、地下タンク及び埋設配管の検査を1年に1回行うこと。
- 2) 地下タンク等の漏洩があった場合には、すぐに市に報告し、適切な措置を講ずること。
- 3) また点検終了後、1部を保存し、所管の消防署に報告書を提出すること。

## (9) 火葬炉設備保守管理業務

### ア 業務方針

- 1) 建築物保守管理業務と同様とする。

### イ 業務内容

- 1) 火葬設備（人体・動物炉）の定期点検は少なくとも年1回行うものとする。
- 2) その他、業務内容は以下の通りとする。

## ウ 点検箇所（人体・動物炉共通）

A 火葬炉	点検項目
1 炉体外観状態	①塗装の傷み具合
	②ケーシングの焼損具合
	③全体の汚れ
	④金物・配管の変形
2 炉内耐火材状態	①天井アーチ部の損傷
	②側壁部の損傷
	③異型煉瓦の損傷
	④排気吸い込み口周りの損傷
	⑤その他
3 炉内台車の消耗度他	①耐火材の亀裂・溶着及び剥離
	②金物枠の歪み及び焼きべり
	③動き及びクリアランス
	④軸受け等の焼きつき
	⑤その他
4 断熱扉及び開閉装置の状態	①キャストブルの亀裂、剥離及び脱落
	②電動チェーンブロックの動作及びチェーンの伸び
	③扉塗装の剥離
	④その他
5 その他の附属品の状態	①サイトホルの損傷
	②点検口の損傷
	③火葬炉バーナーの駆動動作

A 火葬炉	点検項目
	④その他

B 再燃炉・他	点検項目
1 炉内耐火材状態	①天井アーチ部の損傷
	②側壁部の損傷
	③バーナー前絞りの損傷
	④ドロップアーチ（チェッカー）の損傷
	⑤その他
2 支煙道内の状態	①天井煉瓦亀裂及び脱落状況
	②掃除用マンホールの損傷
	③煙道閉塞状況
	④その他
3 その他附属部品の状態	①天井マンホール部の損傷
	②灰及び煉瓦屑の堆積状況
	③その他

C 排気装置	点検項目
1 共通煙道の状態	①問診のみ
2 煙道ダクトの状態	①外部の変形
	②問診のみ
3 排気筒の状態	①防雨カバー等の汚れ及び損傷
	②外観の変形等
4 排気ファンの状態	①インペラーの点検
	②振動及び異音確認
	③ファンベルトの張り及び擦り減り状況
5 その他の附属品の状態	①コントロール モーター及びリンケージ等の動作確認
	②炉圧ダンパーの動作確認
	③その他

D 燃焼機器	点検項目
1 主燃炉（ティルティング式 オイルバーナー）	①コンバスターの亀裂・焼損及び溶損
	②フレイムコーンの亀裂・焼損及び溶損
	③その他
2 再燃炉（サイレント・バー ナー）	①リンケージの動作確認及び接続状況
	②その他
3 ターボブロワー及び風圧レ ギュレーター	①振動及び異音確認
	②吐出圧の確認
	③コントロール圧力確認
	④その他
4 燃焼用空気元バタ弁及び開 閉装置	①動作チェック
	②その他
5 オイルポンプ	①回転チェック・振動及び異音確認
	②吐出圧の確認
	③油漏れチェック
	④その他
6 オイルストレーナー	①ストレーナー内部点検
	②切り替えバルブ点検
	③その他
7 オイルリリーフバルブ	①弁の作動チェック
	②その他

D 燃焼機器	点検項目
8 オイル流量計	①積算及び瞬時値流量チェック
	②その他
9 油圧調節弁	①油漏れチェック
	②その他
10 オイルレギュレーティング・コック	①油漏れチェック
	②コックの堅さ確認
	③その他
11 オイルフィルター	①油漏れチェック
	②フィルター内汚れ確認
	③その他
12 オイルフレキシブル	①油漏れチェック
	②亀裂及び変形確認
	③表面の汚れ確認
	④その他
13 オイルフレキシブルチューブ	①油漏れチェック
	②亀裂及び変形確認
	③表面の汚れ確認
	④その他
14 その他の燃焼機器	①電磁弁等作動チェック
	②油漏れチェック
	③亀裂及び変形確認
	④表面の汚れ確認
	⑤その他

E 電気制御機器	点検項目
1 制御盤（動力、デスク盤、グラフィック盤、点火盤）	①ランプテスト
	②外傷等確認
	③その他
2 再燃焼温度指示調整計（コントロールモーター含）	①外傷等の確認
	②その他
3 排ガス温度指示調整計（コントロールモーター含）	①外傷等の確認
	②その他
4 炉圧指示調整計（ジェット式の指示計含む）	①外傷等の確認
	②その他
5 炉圧発信器及びパッケージコントローラ	①外傷等の確認
	②その他
6 炎監視装置（ウルトラビジョン、プロテクトリレー、保護ガラス）	①失火警報テスト
	②UVチューブや保護ガラスの汚れ確認
	③その他
7 オイル電磁弁（ガス電磁弁）	①作動確認
	②熱及びうなり等確認
	③油漏れチェック
	④その他
8 各圧カスイッチ	①作動圧確認
	②その他
9 微圧計・圧力計	①0点確認
	②正常圧力確認
	③その他
10 その他計装機器	①外傷等の確認
	②作動確認
	③その他

F 付属設備	点検項目
1 電動キャリア台車 (棺台車) 手動台車も含む	①移送状態の確認
	②外傷等の確認
	③その他
2 電動キャリア台車 (収骨台車)	①移送状態の確認
	②外傷等の確認
	③その他
3 操作工具	①焼きべり及び変形のチェック
	②その他
4 保守点検工具	①紛失等の確認
	②必要工具の補充確認
	③その他
5 その他	①問診のみ

G 特殊附帯設備	点検項目
1 除塵フィルター	①問診のみ
	②その他
2 遺体霊安庫	①冷蔵状況確認
	②その他
3 残骨処理及び真空輸送装置	①使用状況確認
	②オーバーホールの要・不要確認
	③その他
4 その他	

## エ 留意事項

- 1) 業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- 2) 業務の終了ごとに保守点検記録を作成し報告のこと。
- 3) 点検業務に要する費用、修繕費及び交換部品は指定管理者の負担とする。

## (10) 環境衛生管理業務

### ア 業務内容

- 1) 環境省の『ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル』に準拠し、年1回人体炉及び動物炉の排ガス中のダイオキシン類（コプラナ PCB を含む）ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、酸素、一酸化炭素を測定すること。

### イ 留意事項

- 1) 測定業務は正規の資格を有する技術員により行うものとする。
- 2) 業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- 3) 業務の終了ごとに測定結果報告書を作成し保管すること。
- 4) 測定結果については、速やかに市に報告すること。

(11) 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務

ア 業務方針

- 1) 建築物保守管理業務と同様とする。
- 2) その他、業務内容は以下の通りとする。

イ 業務の対象

- 1) 次の樹木等を管理するために、以下に示す各作業を行うものとする。

表 2-7 樹種一覧表

区分	寸法	数量	樹種等及び内訳
大高木	6.0m 以上	計 10 本	ケヤキ(大)5本、コノキ(大)5本
高木	3.5m ～ 4.5m	計 446 本	クロマツ(仕立物)2本、クロマツ(大)1本、ヨシノキ(大)77本、マセコイヤ 12本、カイズカイクキ16本、ヤマモモ8本、シラカシ(大)75本、ユズリハ52 本、クワネモチ12本、ヤブツバキ14本、ケヤキ(小)12本、コノキ (小)11本、ヤマモシジ16本、コブシ12本、モウソウチク100本
中木	1.5m ～ 2.5m	計 740 本	クロマツ(仕立物)2本、クロマツ(小)2本、ヨシノキ(小)71本、カイズカ イクキ(心上物)150本、シラカシ(小)37本、モッコク34本、トウネズミモチ (大)57本、ツバキ32本、ササノカ76本、ウバメガシ63本、キモクセイ 29本、トウネズミモチ(小)124本、ムクゲ10本、シモクレン17本、ヤブチク 25本
低木	0.2m ～ 0.6m	計 12,000 株	ヒトツツジ 2,050株、シャリンバイ1,300株、アキ60株、ヒイギ ナ ンテン 335株、アハリア 1,785株、キリシマツツジ 2,235株、サツキ ツツ ジ 1,790株、カンツバキ 1,315株、クサツゲ 800株、トウゲツツジ 145 株、ニシキ 10株、ユキヤナギ 10株、ハギ 165株
生け垣	1.5m ～ 1.8m	計 275m	イヌマキ生垣 37m、ヒイギモクセイ生垣 224m、ササノカ生垣 14m
芝		計 3,954 m <sup>2</sup>	野芝 219 m <sup>2</sup> 、コウライ芝 3,735 m <sup>2</sup>
地被類		計 276 m <sup>2</sup>	シメラン 52 m <sup>2</sup> 、シヤガ 147 m <sup>2</sup> 、リュウノヒゲ 77 m <sup>2</sup>

ウ 業務内容

- 1) 剪定

種類	本数等	剪定頻度	その他
クロマツ (仕上げ、揉み上げ)	4本	剪定年1回	
クロマツ (ハサミ打ち)	4本	剪定年1回	
低木	12,000株	剪定年2回	
カイズカイクキ (仕立物)	16本	剪定年1回	
生け垣	275m	剪定年2回	

- 2) 施肥

種類	本数等	施肥	その他
クロマツ	7本	1.5kg/本	年1回
カイズカイクキ	16本	1.5kg/本	年1回
低木	12,000株	0.03kg/株	年1回
生け垣	275m	0.5kg/m	年1回
地被類	276m <sup>2</sup>	0.2kg/m <sup>2</sup>	年1回

3) 芝生

作業	広さ (m <sup>2</sup> )	程度	その他
刈り込み	3, 9 5 4		年 6 回
目土かけ	2, 6 9 1		年 1 回
施肥	3, 9 5 4	0. 2 kg/m <sup>2</sup>	年 1 回
除草剤の散布	3, 9 5 4	1. 3 g/m <sup>2</sup>	年 1 回
病虫害防除	同上	同上	同上
エアレーション	2, 691		年 1 回
エッジカット	一式		年 1 回

4) 病虫害の防除薬剤散布

種類	本数等	程度	その他
大高木	1 0 本	1 0 L/本	年 1 回
高木	4 4 6 本	3 L/本	年 1 回
中木	7 4 0 本	1. 5 L/本	年 1 回
低木	1 2, 0 0 0 株	0. 0 5 L/株	年 1 回
生け垣	2 7 5 m	2 L/m	年 1 回

**エ 除草剤の散布**

種類	広さ (m <sup>2</sup> )	程度	その他
高木植栽地	8 3 7 m <sup>2</sup>	0. 3 g/m <sup>2</sup>	年 3 回
低木、地被類植栽地	1, 7 9 7 m <sup>2</sup>	0. 2 g/m <sup>2</sup>	年 3 回

1) 抜根 (全庭園)

- ① 6, 588 m<sup>2</sup> 年 12 回

2) 掃除と廃棄物処理

- ① 斎場内庭園掃除は、斎場内を美しく保てるよう随時清掃を行うとともに、その廃棄物 (枯葉、木々等) は、指定管理者で処理すること。  
 ② 処理手数料は、減免対象とする。

3) その他道路及び斎場周辺

① 道路周辺

種類	範囲等	作業	その他
カイズカ	8 5 本	剪定	年 1 回
芝生	1 3 6 m <sup>2</sup>	刈り込み	年 6 回
法面	2, 7 0 0 m <sup>2</sup>	草刈り	年 4 回
側溝	1, 2 9 9 m <sup>2</sup>	掃除	年 4 回

② 斎場周辺

- i) 法面 2, 3 1 2 m<sup>2</sup> 草刈り 年 4 回

4) 庭園かん水

- ① 斎場内庭園全域をかん水範囲とし、場内樹木等を枯らさないように、散水すること。

5) 業務の記録保存

- ① 業務の終了ごと作業記録報告書を作成し、報告のこと。

## 2.3 清掃業務

### (1) 業務方針

- 1) 快適な齋場施設を継続して使用できるよう、以下に示す清掃を行うこと。
- 2) 原則として齋場の開場日に行う。但し、年間清掃業務については、休場日を利用して行うこと。

### (2) 業務内容

#### ア 日常清掃業務

- 1) 玄関ホール、見送りホール、炉前ホール、炉室、告別室、待合ホール、休憩室（和室）、会議室、便所、玄関周辺、旧運転手控え室、屋外喫煙所等の日常清掃

#### イ 週間清掃業務

- 1) 絨毯及び入口マットの塵あい除去、座布団カバーの洗濯、アイロンがけ

#### ウ 年間清掃業務（全齋場施設内該当部分）

- 1) 電気ポリシャーによる清掃・ワックスがけ（年5回）
- 2) 窓ガラス、廊下ガラスの清掃（年5回）
- 3) クリーニング専用機によるジュウタンの清掃（年2回）
- 4) ベランダ、屋上、車庫、天井、照明器具等の清掃（年1回）
- 5) 害虫駆除の作業（年1回）

### (3) 清掃対象施設と内容の内訳

- 1) 本業務の対象施設は次の通りである。

表 2-8 清掃対象施設

	室数	面積 (㎡)	床面仕上げ	作業方法	回数等
玄関ホール	1	76.62	大理石貼り	A	年5回
収骨ホール	1	66.05	大理石貼り	A	年5回
待合ホール	1	273.28	カーペット敷き	B	年2回
喫茶室・売店	1	34.43	塩ビ系シート貼り	A	年5回
便所（和室前）	3	51.75	角タイル	A	年5回
事務室	1	37.80	クッションフロアシート	A	年5回
会議室	1	27.00	カーペット敷き	B	年2回
和室	4	222.17	畳		
便所（玄関横）	2	28.77	大理石貼り	A	年5回
給茶室	1	17.50	塩ビ系シート貼り	A	年5回
廊下	1 6	229.04	大理石貼り、塩ビ等	A	年5回
告別室	2		赤みかげ石	A	年5回
運転手控え室	1	27.90	塩ビ系シート貼り	A	年5回
玄関前・車寄せ	1	148.65	白みかげ石		

	室数	面積 (㎡)	床面仕上げ	作業方法	回数等
更衣室	1	7.70	クッションフロアシート	A	年5回
炉前ホール	1	111.60	青みかげ石	A	年5回
見送りホール	1	79.21	赤みかげ石	A	年5回
収骨室	3	100.80	赤みかげ石	A	年5回
炉室、コントロール室	1	51.46 16.85	塩ビ系シート貼り	A	年5回
台車庫	1	75.27	コンクリート塗料		
炉職員控え室 (和室、便所、廊下3等)	1	52.55	クッションフロアシート一部畳	A	年5回
車庫棟(小動物受付便所等)	1	207.52	コンクリート		
駐車場	1		アスファルト		

A：電気ポリッシャーによる清掃、ワックスがけ等の定期清掃

B：クリーニング専用機による定期清掃

上記作業の他

- 2) 斎場内全室の窓ガラス、廊下ガラスの定期清掃（年5回）を行うこと。
- 3) ベランダ、屋上、車庫等（雨水排水溝）の清掃、天井、照明器具等の定期清掃（年1回）を行うこと。
- 4) 害虫駆除（年1回）については、適切な薬剤にて駆除すること。
- 5) 塵芥の収集及び運搬・廃棄として、斎場施設内で発生したごみは、市の区分に従い「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分別し、それぞれ適切に処理すること。また資源化が可能なごみについては、リサイクルに努めること。なお、廃棄の際の処理手数料については、指定管理者の負担とする。また、剪定枝の廃棄による処理手数料については、市の減免対象とする。
- 6) 業務の終了ごと作業記録報告書を作成し、報告のこと。

## 2.4 警備業務

### (1) 機械警備業務

#### ア 業務内容

- 1) 斎場の開場時間外や休場日等における火災・侵入・出退場などを探知する設備を設置し、異常を探知した場合に、直ちに警備員が急行し、事由に応じて消防署或いは警察署に通報できる体制を確立すること。

#### イ 留意事項

- 1) 異常発生時ごとに報告書を作成し、保管しておくこと。
- 2) 誤報等軽微な事案以外の異常発生内容及び対応措置を速やかに市に報告すること。

## 2.5 その他維持管理業務

### (1) 備品等管理業務

#### ア 備品の定義

- 1) 「備品」とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状を変えることなく使用に耐えるもので、3万円以上の物品をいう。
- 2) 以下に示す備品の種類は、市との協議により決定すること。

#### イ 取得備品

- 1) 事業者が市の支払う経費によって取得した備品（以下「取得備品」という。）は取得備品台帳に登載し、管理状況を明らかにしておくこと。
- 2) 施設運営に支障をきたさないよう、備品を事業者が購入し管理すること。

#### ウ 貸与備品

- 1) 市が所有する備品（以下「貸与備品」という。）については、加古川市財務規則に基づき適正に管理すること。
- 2) 市は貸与備品を事業者へ無償貸与する。

#### エ 備品の管理

- 1) 事業者は貸与備品、及び取得備品を管理すること。
- 2) 貸与備品及び取得備品の備品台帳を作成し、更新した備品は購入時期・価格・耐用年数を記載して管理すること。
- 3) 市は備品を管理するための備品シールを事業者に提供する。事業者は取得備品及び管理備品に備品シールを貼付けるとともに、備品シールがはがれない様に管理すること。
- 4) 貸与備品が本来の使用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失があったときは、直ちに市に報告すること。
- 5) 各年度終了後に備品の現在高を報告すること。また、指定期間途中におけるその所在の確認等、市が必要と認めた場合、事業者は市に協力すること。

## **オ 備品の返却**

- 1) 事業者は事業完了時に備品の機能を維持したうえで返却すること。
- 2) 事業期間中に劣化・損傷等により機能を満たさなくなった備品は、修繕・更新を行ったうえで返却すること。
- 3) 指定期間中に亡失の報告がなく、確認ができない貸与備品及び取得備品があった場合で事業者の責めに負うものと判断されるときは、事業者が同等品を補填すること。
- 4) 運営期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、貸与備品及び取得備品は、次期事業者に引き継ぐものとする。

## **(2) 残骨灰及び集塵灰の管理業務**

### **ア 業務内容**

- 1) 残骨灰及び集塵灰は適切に収集し、鍵のかかる室に保管するものとする。

### **イ 残骨灰処理業務に関する留意事項**

- 1) 残骨灰の収集・運搬・処理においては飛散防止策を講じ、作業に従事する者には防塵マスクを着用させるなど、安全対策にも十分留意すること。
- 2) 業務の実施にあたっては故人の尊厳を害することのないよう丁重に取り扱うこと。

## **3. 補修・修繕業務**

### **3.1 火葬炉設備補修・修繕業務**

#### **(1) 業務方針**

- 1) 保守管理の評価結果に基づき、効率的かつ安全な予防保全となるよう、火葬炉及び付属設備の一切に関して、事業者の責任において、補修及び修繕等（以下「補修等」という。）を行うこと。
- 2) 補修等は、火葬業務に支障がでないよう配慮の上実施するものとし、必要に応じて休場日を利用して行うこと。
- 3) 補修等の実施に先立ち、その実施日程及び内容を市に通知すること。
- 4) 補修等を行った履歴は整理のうえ保管すること。

#### **(2) 業務内容**

- 1) 火葬炉及びその付属設備の補修及び修繕

### **3.2 その他施設の補修・修繕業務**

#### **(1) 業務方針**

- 1) 保守管理の評価結果に基づき、効率的かつ安全な予防保全となるよう、建築

物、建築設備、外構等（火葬炉設備及び付属設備を除く）のうち1件の補修費用及び修繕費用が30万円以下となる場合は、事業者の責任において補修等を行うこと。

- 2) 補修等の1件の費用が30万円を超える場合は、補修等を要する事由、実施日程、及び金額の根拠をもって、市と協議を行うこと。
- 3) 補修及び修繕は、火葬業務に支障がでないよう配慮の上実施するものとし、必要に応じて休場日を利用して行うこと。

**(2) 業務内容**

- 1) 建築物、建築設備、外構等（火葬炉設備及びその付属設備を除く）の補修及び修繕

## 第3章 火葬炉の整備に関する要求水準

### 第1節 基本要件

#### 1. 基本方針

- 1) 業務を行うに際し、市の意図を反映された、機能性、将来にわたる経済性の高い合理的計画とすること。
- 2) 本調達の範囲には火葬炉設備の更新により既存の躯体や基礎に影響する場合の補強等を含まないものとするが、火葬炉と建築物の接合部分の設計・施工については、市が別途発注する建築設計、建築工事各々の事業者と協力して事業に取り組むものとする。
- 3) 運営や維持管理の作業性、効率性、経済性を考慮した火葬炉とする。
- 4) 既存施設の運営を継続したまま施工するため、既存施設の利用者の安全性、快適性を確保し、運営への影響を最小限とできるよう配慮する。
- 5) 施工に伴い撤去するものは、関連法令に基づき適切に処分すること。
- 6) 以下に示す材料や工法等は標準的に求められる仕様を示しており、本要求水準で求める各種性能を達するに足ると考えられるものである場合、これによらないものとすることができる。

## 第2節 火葬炉設備更新工事の要件

### 1. 基本方針

#### (1) 基本性能

- 1) 既存施設の火葬炉 10 基（人体炉 8 基、胞衣炉 1 基、動物炉 1 基）を全て撤去のうえ、9 基（人体炉 8 基、動物炉 1 基）を更新整備する。
- 2) 火葬開始後は、いかなる部位の故障があっても、予備の機器や他系列の設備を介する等を行い、当該火葬炉内で火葬を完了させるものとする。
- 3) 遺体の取り扱いに十分配慮した設備とする。
- 4) 火葬に係る作業全般において、自動化を図り、コストの低減を目指すものとする。
- 5) 既存施設を運営への影響を最小限とし、円滑な施工が実施できるよう配慮した設計とすること。
- 6) 火葬炉設備工事に関し、関係法令等に定めるもののほか、本要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質等については、責任をもって完備するものとする。

#### (2) 長寿命な設備

- 1) 将来の火葬炉設備の更新等を考慮した設備配置とすること。
- 2) 省力化及び維持管理費の軽減に十分配慮した設備とすること。
- 3) 保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保されたものとする。
- 4) 機器配置はオーバーホールを考慮して計画されたものとする。
- 5) 可能な限り汎用品を使用し、更新対応が容易な機器配置とすること。

#### (3) 安全性能の確保

- 1) 施設の作業環境、労働安全及び衛生に十分配慮した設備とする。
- 2) 会葬者の火傷防止等安全対策に十分配慮したものとする。
- 3) 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時に各装置がすべて安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けるものとする。
- 4) 従業員の安全、事故防止に十分配慮すること。
- 5) 従業員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50°C以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。

- 6) 自動化した部位については、すべて手動操作が可能なように設計すること。

#### **(4) BCP 対応**

- 1) 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有するものとする。
- 2) 排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、当該系列の炉以外は、運転が可能なシステムとすること。

##### **イ 異常時の運転**

- 1) 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- 2) 排気系統が故障した場合においても、排気できる手段を講じること。

##### **ウ 非常時の運転**

- 1) 停電時には、自家発電設備からの電力供給を受けることのできるシステムとすること。
- 2) 停電時においても、公害防止基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。
- 3) 大規模災害時において、火葬炉が自動的かつ安全に停止し、安全確認の完了後に、中断された火葬がスムーズに行えるシステムであること。

#### **(5) 環境性能の確保**

- 1) 公害防止基準を満たすとともに、ダイオキシン類、ばい煙、悪臭、騒音等の周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無煙・無臭とすること。

## 2. 更新後の火葬炉設備

### 2.1 更新後の火葬炉の基本要件

火葬炉の基本性能は次の通りとする。

表 3-1 火葬炉の基本性能

年間最大火葬件数（ピーク時）	3,569 件 (R17(2035)–R22(2040)年)
日最大火葬件数（ピーク時）	18 件 R17(2035)–R22(2040)年 現状の 1.25 倍
日最大火葬炉回転数	3 回/日・炉 災害時には 4 回/日・炉
炉の大きさ	標準炉（想定最低寸法） 幅 : 650mm 以上 高さ : 650mm 以上 長さ : 2,100mm 以上
火葬重量	100kg 以上を基本とする (想定内訳) 遺体重量 75kg/棺重量 15kg/副葬品 10kg

### 2.2 更新後の火葬炉の環境性能

#### (1) 基本方針

- 1) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬炉は、次の点に留意し、以下の公害防止に係る保証値を遵守すること。
  - ① これらの保証値に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。
  - ② これらの保証値が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うこと。
- 2) その他の火葬炉に関しては、関係法令に基づき、適切な基準値によるものであること。

#### (2) 排ガスに係る保証値

排ガスに係る保証値は、各排気筒出口における火葬一工程の平均値として次に示すとおりとする。また、示された保証値等は、特に断りがない限り、酸素濃度 12%換算値とする。

表 3-2 排ガス保証値

規制物質	保証値
ばいじん量	0.01g/m <sup>3</sup> N 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下

規制物質	保証値
窒素酸化物	250ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下
一酸化炭素	30ppm 以下
ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下

### (3) 特定悪臭物質濃度

特定悪臭物質濃度に係る保証値は、各排気筒出口における火葬一工程の平均値として次に示すとおりとする。

表 3-3 特定悪臭物質濃度保証値

項目	濃度	項目	濃度
アンモニア	1ppm 以下	イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	イソブタノール	0.9ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下	酢酸エチル	3ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下	メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下	トルエン	10ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	スチレン	0.4ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	キシレン	1ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
イルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下	イソ吉草酸	0.001ppm 以下

### (4) 悪臭に係る保証値

本施設から発生する悪臭については、次の保証値以下とする。

- 1) 臭気強度 2.5 以下 (敷地境界) : 特定悪臭物質による規制
- 2) 臭気濃度 10 以下 (敷地境界)  
500 以下 (排気筒出口)

### (5) 騒音に係る保証値

本施設から発生する騒音は、敷地境界において次の基準値以下とする。

表 3-4 騒音基準

区分	保証値
作業室内 (1 炉稼働時)	70 デシベル以下
作業室内 (全炉稼働時)	80 デシベル以下
炉前ホール (告別室) (全炉稼働時)	60 デシベル以下
敷地境界 (全炉稼働時)	50 デシベル以下

(6) 振動に係る保証値

本施設から発生する振動は、敷地境界において次の保証値以下とする。

表 3-5 振動規制保証値

区分	保証値
昼間 (8 : 00 ~ 19 : 00)	60 デシベル
夜間 (19 : 00 ~ 8 : 00) (参考値)	55 デシベル

(7) 排出灰に係る保証値 (残骨灰・飛灰)

排出灰については、次の保証値以下とする。

表 3-6 排出灰保証値

区分	保証値
ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g

2.3 その他留意事項

- 1) 本項に指定していないものについては、関係法令・関係例規によるものとする。
- 2) 排ガス及び悪臭に関し、保証値として明記していない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

## 2.4 性能試験

更新した火葬炉の稼働前及び事業完了時に市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。なお、排ガス等の検査は、法的資格を有する機関に委託すること。

### (1) 基本条件

- 1) 事業者は市と協議のうえ、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領を作成するものとする。
- 2) 事業者は、性能試験実施要領に基づき試験を実施し、その結果を報告書として市に提出すること。
- 3) 試験項目ごとの測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠して実施すること。
- 4) 検査機関は、精度管理を適切に実施し、信頼性のある企業を選定すること。

### (2) 部分使用及び出来形検査

- 1) 業務期間中において、部分使用、又は部分引渡しする前に大気、悪臭の測定を行うこと。
- 2) 大気、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについて、火葬炉を更新し部分使用又は部分引渡し（部分使用検査済の部分を除く）しようとする炉の稼働時に測定を行うこと。
- 3) 検査の結果、大気汚染にかかわる公害防止基準のうち1項目でも保証値を満足しない場合は、その原因を速やかに市に報告して事業者の責任において改善を行い、再検査を行うものとする。

### (3) 事業完了時検査

- 1) 全ての火葬炉更新工事が完了した際に、大気、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。
- 2) 大気、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。
- 3) 敷地境界における悪臭、騒音、振動の測定は、提示するタイムテーブルでの最大火葬炉の稼働時に行うこと。
- 4) 排ガス等検査の結果、大気汚染にかかわる公害防止基準のうち1項目でも保証値を満足しない系列がある場合は、その原因を速やかに市に報告して事業者の責任において改善を行い、改めて当該系列の再検査を行うものとする。

### (4) その他

- 1) 周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行

うこと。

## 2.5 材料及び機器

- 1) 本設備に使用する材料及び機器は、本要求水準を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者により検討したうえで、最適なものを選定すること。
- 2) 使用する材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）に規格が定められているものはすべて、これらの規格品を使用する。特許及び実用新案等の工業所有権については、事業者の責任において必要に応じた措置を講じるものとする。
- 3) 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。また、できる限り汎用品を用いるものとする。
- 4) 使用する材料及び機器は、次の項目に適合するものとする。
  - ① 高温部に使用される材料及び機器類は、事業者の判断により選定し、市の承諾を得て採用する。
  - ② 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れているものとする。
  - ③ 摩耗のおそれのある環境で使用する材料は、耐摩耗性に優れているものとする。
  - ④ 屋外で使用されるものは、耐候性に優れているものとする。
  - ⑤ 駆動部を擁する機器は、低騒音・低振動性に優れているものとする。

### 3. 各機器の性能要件

#### 3.1 基本的な考え方

- 1) 以下に定める性能要件は、上記要求水準で定める性能を確保するために、一般的な機器構成により火葬設備の更新がなされた場合における、更新後の設備の最低限の要求性能を示すものである。
- 2) 事業者は、本要求水準書で求める安全性能、火葬時間等の運用性能、耐久性、メンテナンス性、ライフサイクルコスト、環境性能、構造性能、その他一切の火葬施設としての性能を十分に優越すると証明される機器及びその構成を提案することができる。但し、この場合、事業者は提案書において具体的な内容（根拠となる資料等を含む）について提案しなければならない。

#### 3.2 主要性能

##### (1) 火葬炉設備等の主要性能

表 3-7 火葬炉の主要な想定構成

火葬炉基数	撤去	人体炉 8 基 胞衣炉 1 基 動物炉 1 基
	更新後	人体炉 8 基（標準炉） 動物炉 1 基
炉の形式	台車型	炉の形式
排気系列	撤去	1 炉 1 系列
	更新後	1 炉 1 系列あるいは 2 炉 1 系列
燃料	更新後	灯油
集塵装置	撤去	スクリーンフィルター
	更新後	スクリーンフィルター（既存建屋内での更新のため）

##### ア 火葬時間

- 1) 主燃バーナ着火から主燃バーナ消火までの時間は、概ね 60 分以内とする。
- 2) 火葬時間は、火葬を遂行する上で最も重要な要素であるので、時間厳守が可能なようにバーナ容量等について十分な検討を行うこと。
- 3) 運転回数は継続安定して 3 回／炉・日（最大 4 回／炉・日）が可能なものとする。

##### イ 冷却時間

- 1) 冷却は、既存の火葬棟内の空間で実施するものとする。

- 2) 冷却を開始してから可能な限り早く収骨が可能な温度にするため、前室を設けることも可能とする。
- 3) 想定冷却時間 20 分以内

#### **ウ 主要設備方式**

- 1) 炉床方式 台車式
- 2) 排気方式 強制排気方式（2 炉 1 系強制排気方式又は 1 炉 1 系強制排気方式）
- 3) 排ガス冷却方式 空気強制混合方式
- 4) 使用燃料 灯油

#### **エ 燃焼監視・制御**

- 1) 各火葬炉の燃焼、冷却、排ガス状況等の監視、各機器の制御をコンピューター等で行えるものとする。
- 2) 記録したデータを市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能であること。なお、出力データは、一般的な事務用ソフトウェア上で動作できるフォーマットであることを原則とするが、これにより難しい場合は市と協議を行うこと。

### **(2) 付帯設備等の主要性能**

#### **ア 一般事項**

- 1) 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、さく、手すり、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- 2) 機器の配置の際は、点検、整備、修理等の作業を安全に行えるよう周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- 3) 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢で行える作業台を設けること。
- 4) 騒音、振動を発生する機器類は、防音、耐震対策が講じられたものとする。
- 5) 回転部分、突起部分には、保護カバーを設けること。
- 6) 動機は、用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式のものとする。

#### **イ 歩廊・作業床・階段工事**

- 1) 歩廊、作業床、階段の床、点検口付近の床等は、グレーチングやチェッカープレートなど安全性等に配慮したものを設置すること。
- 2) 通路は、段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設け、歩行時等の安全性を確保すること。

- 3) 必要に応じて、手すり、ガードを設ける等十分な転落防止策を講じること。
- 4) 歩廊は、原則として行き止まりを設けないこと（二方向避難の確保）。
- 5) 階段の傾斜角（原則として 45 度以下）、蹴上、踏み面は、統一すること。

#### **ウ 配管工事**

- 1) 用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- 2) 建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわぬよう留意すること。
- 3) 振動を考慮し、必要箇所に防振継手を使用すること。
- 4) バルブ類は、定常時の設定（「常時開」等）を明示すること。

#### **エ 保温・断熱工事**

- 1) 火葬炉設備の性能保持、作業時の安全確保及び作業環境保全のために、必要な箇所に保温、断熱工事を行うこと。
- 2) 外装材等は、使用環境に最適な材料を選定すること。
- 3) 高温となる機器類は、断熱被覆を行い、危険表示等の必要な措置を講じること。
- 4) ケーシング表面温度は、50℃以上にならないように設計・施工すること。

#### **オ 塗装工事**

- 1) 材及び装置等は、原則として現場搬入前に錆止め塗装をすること。
- 2) 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- 3) 塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を有するものとする。
- 4) 機器類は、原則として機器名を表示すること。
- 5) 配管類は、各流体別に色分けをし、適当な箇所に流体名と流動方向を表示すること。

#### **カ その他**

- 1) 機器類は、原則として名称を表示すること。
- 2) 火葬業務に支障が生じないよう自動操作の機器は、手動操作への切り替えができるものとする。
- 3) 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に復旧して火葬業務を継続できるものとする。
- 4) 火葬炉は地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。また、地震時(震度5以上)には、設備が安全に停止するシステムとし、監視盤等に警報や設備状況を表示できることとする。

- 5) 将来の火葬炉の更新等を考慮した機器配置とすること。
- 6) 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

### **3.3 燃焼設備**

#### **(1) 主燃焼室**

##### **ア 数量**

- 1) 標準炉 8 基、動物炉 1 基

##### **イ 一般事項**

- 1) 台車を用いて運用できる前入れ前出し方式のものとする。
- 2) ケーシングは、鋼板製等の耐震及び耐熱性のある堅牢なものであって、かつ気密性を十分保てる構造とすること。
- 3) 棺の収容、焼骨の取出しが容易であり、火葬作業が能率よく行える等、維持管理面も考慮した構造とすること。
- 4) 炉の構造材は、使用場所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。
- 5) 断熱扉（棺搬入口）は、開閉装置の故障の際に手動で開閉できるものとする。

#### **(2) 断熱扉**

##### **ア 数量**

- 1) 8 面

##### **イ 一般事項**

- 1) 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- 2) 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとする。

#### **(3) 炉内台車**

##### **ア 数量**

- 1) 標準炉用 8 台、予備標準炉用 1 台

##### **イ 一般事項**

- 1) 附属品として、予備台車保管用架台等必要なもの一式を備えること。
- 2) 棺の収容、焼骨の取出しが容易なものとする。
- 3) 十分な耐久性を有する構造とすること。

**(4) 再燃焼炉**

**ア 数量**

- 1) 8 基

**イ 一般事項**

- 1) 炉内排ガスの攪拌、混合性及び燃焼制御に優れた構造とすること。
- 2) 火葬開始時から、ばい煙、臭気、ダイオキシン類の分解に必要な性能を有するものとする。
- 3) 最大排ガス量時（Ⅱ区分）の排ガス滞留時間を 1 秒以上とし、可能な限り 2 秒に近づけること。但し、Ⅱ区分最大排ガス量は、2.2～2.3（m<sup>3</sup>/秒、850℃）を参考値とする。

**3.4 燃焼装置**

**(1) 主燃焼炉用バーナ**

**ア 数量**

- 1) 8 基
- 2) 燃料 灯油
- 3) 着火方式 自動着火方式
- 4) 傾動方式 電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと。）
- 5) 操作方式 自動制御（手動操作に切り替えができること。）
- 6) 附属品 着火装置、火炎監視装置、燃料制御装置、
- 7) その他必要なもの一式

**イ 一般事項**

- 1) 火葬に適した性能を有し、安全確実な自動着火と安定した燃焼ができるものとする。
- 2) 低騒音で安全性が高いものとする。

## (2) 再燃焼炉用バーナ

### ア 主要項目

- 1) 数量 8 基
- 2) 燃料 灯油
- 3) 着火方式 自動着火方式
- 4) 操作方式 自動制御（手動操作に切替えができること。）
- 5) 附属品 着火装置、火炎監視装置、燃料制御装置、
- 6) その他必要なもの一式

### イ 一般事項

- 1) 排ガスとの混合接触が十分に行える火炎形状となるものとする。
- 2) 安全確実な着火と安定した燃焼ができるものとする。
- 3) 低騒音で安全性が高いものとする。

## (3) 燃焼用空気送風機

### ア 数量

- 1) 8 基

### イ 一般事項

- 1) 容量は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができるものとする。
- 2) 低騒音、低振動のものとする。

## 3.5 通風設備

### (1) 排風機

#### ア 数量

- 1) 5 基以上

#### イ 一般事項

- 1) 実運転に支障がないよう風量、風圧に余裕がある容量であるとともに、回転数制御等を行うことにより効率的な運転を可能とするものであること。
- 2) 排ガスに対する耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
- 3) 軸受の冷却は、空冷式とすること。
- 4) 低騒音、低振動であるものとする。
- 5) 排ガスの異常高温時に排風機等を保護するためのバイパスを設けること。

### (2) 煙道

#### ア 数量

- 1) 5 系列分以上

## **イ 一般事項**

- 1) 点検口等、必要な附属品を一式備える事。
- 2) 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とすること。
- 3) ダストたい積のおそれがない構造とすること。
- 4) 適所に点検口等を設け、内部の点検・補修がしやすい構造とすること。
- 5) 熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- 6) 排風系統が故障した場合に、排気できる手段を講じること。

### **(3) 排気筒**

#### **ア 数量**

- 1) 5基以上

#### **イ 一般事項**

- 1) 点検口、点検用ステージ（必要に応じて）、排ガス測定口等、必要な附属品を一式備えること。
- 2) 騒音発生の防止、排出ガスの大気拡散、雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等は、設置しないこと。
- 3) 耐振性、耐蝕性、耐熱性を有するものとする。
- 4) 排ガスの偏流がなく、測定が安全に行える位置に測定口（100A×2）及び測定用のステージ等を設けること。なお、炉機械室内に測定時の足場に代替できる通路等が確保されている場合は、測定用ステージ等の設置は、不要とするものとする。

## **3.6 排ガス冷却設備**

### **(1) 排ガス冷却器**

#### **ア 数量**

- 1) 5基以上

#### **イ 一般事項**

- 1) 再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで短時間で均一に降温できる構造とすること。
- 2) 耐熱性、耐蝕性に優れた材質とすること。
- 3) ダイオキシンの再合成の防止に十分配慮すること。

### **(2) 冷却用空気送風機**

#### **ア 一般事項**

- 1) 容量は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができるものとする。

- 2) 低騒音、低振動のものとする。

### 3.7 排ガス処理設備

#### (1) 集じん装置

##### ア 主要項目

- 1) 5 基以上

##### イ 一般事項

- 1) バグフィルタ集塵装置であることを基本する。
- 2) 排ガスが偏流しない構造とすること。
- 3) 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- 4) ろ布の交換が容易な構造とし、メンテナンススペースを考慮すること。
- 5) 捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰排出装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。
- 6) 室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。
- 7) バイパスダンパ及びダクトで構成するバイパスを設けること。バイパスダンパは、排ガス温度や停電等により自動でバイパス側へ切り替わるものとするが、切替えに際しては、集じん装置等の各設備に影響が出ないように制御できるものとする。
- 8) 結露対策として、加温装置を設けること。

#### (2) 集じん灰排出装置

##### ア 一般事項

- 1) 集じん装置で捕集した集じん灰を室内に飛散させることなく、残骨灰吸引設備へ自動で移送できる構造とすること。
- 2) 保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

### 3.8 附帯設備

#### (1) 残骨灰・集じん灰吸引設備

##### ア 主要項目

- 1) 残骨灰用
  - ① 吸引装置 1 基
  - 集じん装置 サイクロン 1 基
  - バグフィルタ 1 基
  - ② 払落とし方式 自動
- 2) 集じん灰用
  - ① 吸引装置 1 基

集じん装置	サイクロン	1基
② 払落し方式		自動

#### ウ 吸引口

3) 数量	残骨灰用	8ヶ所
	収骨室用	3ヶ所
	集じん灰・集じん装置用	5ヶ所以上
4) 附属品	吸引ホース、その他必要なもの一式	

#### イ 一般事項

- 1) 台車、集じん装置等の清掃のため、残骨灰用及び集じん灰用の吸引設備を各1系列設けること。
- 2) 吸引装置は、各系列とも複数箇所を同時吸引できる能力を有するものとする。
- 3) 低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- 4) 吸引装置の操作は、吸引口側でできるものとする。
- 5) 灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）は、自動とすること。
- 6) 吸引装置の捕集粒径は、排ガス処理設備の集じん装置と同程度とすること。
- 7) 捕集した残骨灰、集じん灰は、市が指定した容器に封入・保管し、市が承諾した処理業者に引き渡すものとする。
- 8) 炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けるものとし、この場合の収骨室用の吸引口数量は、事業者の提案によるものとする。

### (2) 棺運搬車

#### ア 一般事項

- 1) 棺運搬車は、棺を霊柩車から告別室、炉前まで運搬し、さらに炉内台車上に棺を安置するための専用台車とする。
- 2) 電動走行式とするが、非常時においては手動切替えて走行できる構造とすること。
- 3) 炉内台車上へひつぎの安置が容易に行える装置（電動式）を備えるものとする。
- 4) 美観に優れた材質で作製するものとする。
- 5) バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。
- 6) 充電器は棺運搬車と別途設けること。

### (3) 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

#### ア 一般事項

- 1) 炉内台車運搬車は、炉内台車を運搬するための専用台車とするが、棺運搬機能を兼ねる炉内台車運搬車の提案も可とする。
- 2) 電動走行式とするが、非常時において手動切替えて走行できる構造とすること。
- 3) 炉内台車の出入りを自動で行える装置を備えるものとする。
- 4) バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。
- 5) 遺族等が火傷するおそれがない構造とすること。
- 6) 低騒音型とすること。

### (4) 遺体霊安庫（冷蔵庫）

#### ア 数量

- 1) 1台（1遺体分）以上

#### イ 一般事項

- 1) 長さ 2,300 mm、幅 700 mm、高さ 600 mmの棺が安置できるものとする。
- 2) 棺の収容・取出しが容易なものとする。
- 3) 庫内寸法・冷却能力に余裕を持たせるものとする。
- 4) ステンレス製等の劣化の生じにくい材質であることとする。
- 5) 既存の霊安室に設置できることとする。大きさ等の関係で設置が困難な場合、施設の改修について事前に市に提示すること。

### (5) 非常用代替燃焼設備

#### ア 数量

- 1) 1台

#### イ 一般事項

- 1) 代替燃焼設備は、燃焼機器、燃料供給機器等が故障より火葬が中断したときに、火葬を完了させるための非常用燃焼装置とする。
- 2) 主燃焼炉を対象とすること。
- 3) 火葬可能な火炎をおおむね 60分間放射できるタンク等を保持すること。
- 4) 燃料は、灯油とすること。
- 5) 燃料タンク等の必要機器を備えた可搬式ユニット構造とすること。

## 4. 電気・計装設備

### 4.1 一般事項

以下に示す仕様は、火葬炉設備に必要なすべての電気設備工事及び計装設備工事に適用するものとし、電気・計装設備工事は、火葬炉設備の運転及び管理面で作業能率の向上及び安全が図れるものとしなければならない。

- 1) 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けるものとする。
- 2) 計装項目は、表 3-9 計装設備一覧表の内容を標準とする。
- 3) 機器の運転管理は、現場操作盤及び中央監視室の両方で行えるものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置等を具備するものとする。また、現場操作盤での操作が中央監視室より優先されるシステムとするものとする。
- 4) 火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相 200V (60Hz)、制御用は単相 100V (60Hz) とする。
- 5) 火葬炉設備の将来の更新などを考慮し、動力部は原則として 2 炉 1 排気系列以上を 1 単位として計画するものとする。
- 6) 円滑な運営を目的とした運営支援システム（事業者の提案による。）と連携可能な機能を有するものとする。

表 3-8 計装設備一覧表

監視項目	制御		中央監視制御				現場操作盤		
	自動 (主な制御対象装置)	手動	指示表示	操作	記録	警報	指示表示	操作	警報
主燃料バーナ火炎	○	燃焼バーナ	○	○		※失火時、手動切替時	○	○	○
再燃料バーナ火炎	○	燃焼バーナ	○	○		※失火時、手動切替時	○	○	○
主燃料炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○		○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○		○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○	送風機、燃焼制御	○	○		○	○	○	○
集じん措置入口温度	○	バイパスダンパ	○	○		○※バイパス時	○	○	○
主燃焼炉内圧	○	排ガス排出量	○	○		○	○	○	○
集じん装置出入口圧	○	集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○
運転状態表示				○		○			
燃料消費量				○			○		
火葬炉稼働積算時間		各火葬炉ごと		○		○※バーナー使用時		○	○

## 4.2 機器仕様

### (1) 一般事項

- 1) 計装用配線は、動力用は EM-CE ケーブル、制御用は EM-CEE ケーブル等目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- 2) 電線管は、原則として金属管とすること。
- 3) 電線の敷設には、必要に応じてケーブルラックを使用すること。
- 4) 使用機器は、極力汎用品の中から選択すること。
- 5) 盤類は、将来の更新等を考慮した形状、寸法とすること。
- 6) 3.7kw 以上の電動機には、電流計を設けること。
- 7) 各電動機には、原則として現場操作盤を設けること。
- 8) 電子機器は、停電時に異常が生じないようバッテリー等でバックアップを行うこと。

### (2) 動力制御盤

- 1) 本設備に必要な動力制御盤を設置すること。動力制御盤は、事業者の判断により適所に分割して設置してもよいものとする。

### (3) 火葬炉現場操作盤

#### ア 内蔵機器

##### 運転状態表示器

- 1) タッチパネル方式。カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。

##### その他の機器

- 2) 操作機器 一式、計装計器 一式、異常警報装置 一式、その他必要なもの一式

#### イ 数量

- 1) 9 面

#### ウ 主要機能

##### タッチパネル式表示・操作機能

- 1) 各機器の操作が手動で可能なものとする。

##### 自己診断機能

- 2) インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なものとする。

### (4) 中央監視制御盤（2画面以上）

- 1) 火葬炉設備の運転情報を系統別に監視室で集中監視できるものとし、必要な運転情報等のデータストレージを行えるものとする。
- 2) 各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、日報・月報・年報の帳票が作成でき、その結果を印字できるとともに、サーバー等の

外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。

- 3) 停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- 4) 本制御盤の機能は、運営・支援システム（事業者の提案による。）と相互に接続され、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、故人、喪主等の氏名表示等のデータの共有化ができるものとするが、機能の一部は、燃焼制御装置等に含めてもかまわないものとする。
- 5) 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案によるものとする。

#### イ 内蔵機器

- 1) 運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データストレージ機器その他必要なもの

#### ウ 数量 各一式

#### エ 主要機能

運転状態表示機能	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃炉温度、再燃炉温度、炉内圧、炉内圧ダンパ開度、冷却器入口圧力、冷却器出口温度・圧力、バグフィルタ差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパ開閉、排風機バイパスダンパ開閉、その他のバイパスダンパ開閉、排気筒排ガス温度、
プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録（保存）機能	運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンド
その他機能	故障表示及び記録機能、火葬計画の作成・表示機能（遠隔操作機能、案内放送システム機能、運営支援システムとの連携機能は事業者の提案による。）

#### (5) 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

- 1) 炉前化粧扉の操作機能及び運営・支援システムの表示機能等を有するものとする。
- 2) 故人、喪主等の氏名等の表示データについては、運営・支援システム（事業者の提案による。）とデータの共有化ができるものとする。

- ① 機能 化粧扉開閉、故人、喪主等の氏名等の表示等
- ② 数量 9面

**(6) その他の制御盤、操作盤**

- 1) 前記した制御盤及び操作盤以外に必要な盤類については、名称、内蔵機器、数量等を明記するものとする。

**(7) CCTV 設備**

- 1) 排気筒及び場内を監視できるように CCTV 設備を設ける。詳細は市と協議による。
- 2) 既設のエントランス、煙突、炉前ホールに設けられた ITV 配線は全て撤去し、新設する。
- 3) CCTV モニターは監視室及び事務室に、制御盤は監視室に設けるものとする。

**5. その他の用具等**

- 1) 事業者は、必要な工具を納入し、納入工具リストを提出するものとする。
- 2) 収骨用具として、骨壺及び収骨箸を置く収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。
- 3) 事業者は、市と協議の上、その他必要な予備品、消耗品を2年分（保証期間分）購入し、リストを作成し、市に提出するものとする。